

| 部 | 細部 | 現状と課題 (細部に対する、長野市での現状と課題について記載) | 解決するための案 (左記の「現状と課題」に対する「解決策」として挙げられるものを記載) | 主な事業 | 事業の内容及び課題 | 今後の施策の方向性 (10年後の目標) | H23 実施状況 | 評価 | 担当課 |
|-----|---------------|--|--|--|--|---|---|-----------------------------------|-----|
| 第1部 | 障害のある人のけんりを守る | | | | | | | | |
| 1-1 | 社会への参加 | | | | | | | | |
| | 政治への参加 | ・選挙で投票することは、政治に参加するための大切な権利ですが、投票所がバリアフリーではなかったり、車いすで投票できる環境が整っていないなど、障害のある人が容易には選挙に行きにくい状況があります。また、音声朗読テープでの選挙公報は用意されますが、要約などに法律の制限があり、誰にでも分かりやすい選挙公報を用意するのは難しいのが現状です。 | ・点字投票や代理投票、期日前投票などの制度について、ホームページでの広報の他にも、関係機関や当事者団体等への説明会なども含め広く周知することが必要です。また、障害のある人が選挙に参加する機会を保障することが必要です。また併せて選挙公報についても、音声朗読テープや点字版がより活用されるよう、広報を進めていくことが必要です。 | (新)障害当事者のための選挙についての説明会の実施 | 長野市障害ふくしネット当事者部会の主催により、選挙管理委員会職員を講師として障害当事者を対象とした選挙についての説明会を実施し、点字投票や代理投票、期日前投票などの制度を説明する。 | 年1回の説明会の実施を目指し、点字投票や代理投票、期日前投票などの制度の周知を図るとともに選挙公報の音声朗読テープや点字版が活用されることにより、より多くの障害者が政治参加できる環境を整備する。 | | 障害福祉課 | |
| | 行政への参加 | ・公共施設の建設や行政施策を策定する前に、障害のある当事者の意見を伝える機会や手段がまだまだ少なく、当事者の願いが直接施策に反映されることが難しい現状にあります。 | ・公共施設の建設や行政施策策定の際には、障害当事者団体等が参画し、障害のある人の声が反映されるような仕組みを作ることが必要です。 | (新)行政施策への当事者参加システムの構築 | | | | | 企画課 |
| 1-2 | 自己決定支援 | | | | | | | | |
| | エンパワメント | ・当事者の要望や願いを伝える機会や手段が少ない。情報の発信が全般的に足りず、適切な自己決定することが難しい。その中でも特に施設入所で生活している当事者は情報の入手が困難な現実がある。 ・ピアサポートの機会が少なく、当事者団体の活動へのサポートも不足している。 当事者・サポーターの両面から活動の核となる人材育成を実施する必要があるが、まだ十分ではない。 | ・当事者の要望を聞き入れ、スムーズに関係機関に繋ぐ。 ・行政や事業所以外の立場で当事者の主張を代弁する役割を担う市民アドボケイトを育成する。 ・当事者活動を支援する当事者活動サポート員を配置する。 | 障害者相談支援 生活支援あんしん事業 (新)ピア・サポーター養成事業 | 8ヶ所の相談支援事業所に委託をし、各相談支援事業所の相談支援専門員及び当課CWにより福祉サービスの周知、利用の手続き等の支援を行っている。また、家族会等への支援として定例会への参加により相談等に対応している。 相談(きぼう相談)から各種支援(暮らしのあんしん・日常生活自立支援)を総合的に取り組んできた。成年後見の移行についてが課題。 当事者の悩みや主張を聞いたり、当事者活動を支援するピア・サポーターを養成する。 現在、地域活動支援センターにおいて、ピア・カウンセラー、ピア・サポート、ピア・サポーターとし、当事者による活動を行っているが、今後は活動の場を広げていく。 | 障害者相談支援専門員やケアプランナー、ケースワーカーにより生活全般にわたる相談支援体制の充実強化を図っていく。 また、家族会等へは定例会や家族会等の主催するイベントへ参加し支援を継続していく。 判断能力の不十分な者を法的に保護・支援する成年後見制度は、家庭裁判所への申立書作成や申立費用などを要因として、十分に活用されていないため、相談から後見人受任後の一貫した支援体制を構築し、要援護者の権利擁護を図る目的で、成年後見支援センター設置について検討している。 現在、地域活動支援センターで当事者によりピア・カウンセラー、ピア・サポート活動を行っているが、その活動の場を広げていくために、ピア・サポーターの養成に向け研修会を実施していく。 | 成年後見支援センター設置・運営【平成23年度】 | 厚生課(社協) 障害福祉課 | |
| | 成年後見制度 | ・成年後見制度の名称は選定してきているが、制度の詳細について知られていないことが多く、実際の利用者もまだまだ少ない。 | ・成年後見制度利用促進のための広報を進め、各種研修会も実施していく。 ・相談支援体制を充実させるとともに「成年後見支援体制構築促進事業」を継続し、相互で連携を図りながら対応していく。 | 民生・児童委員研修会の実施 説明会・研修会の実施 障害者相談支援(成年後見制度) | 成年後見制度利用促進のための広報や学習会の実施、相談窓口の設置 振り込み詐欺から成年後見に関する相談まで権利擁護の視点から、説明会や研修会を実施してきた。周知や関係機関との連携、役割分担を明確にする必要がある。 社会福祉協議会において「成年後見支援体制構築促進事業」を行っており連携を図りながら対応している。 | 判断能力の不十分な者を法的に保護・支援する成年後見制度は、家庭裁判所への申立書作成や申立費用などを要因として、十分に活用されていないため、相談から後見人受任後の一貫した支援体制を構築し、要援護者の権利擁護を図る目的で、成年後見支援センター設置について検討している。 判断能力の不十分な者を法的に保護・支援する成年後見制度は、家庭裁判所への申立書作成や申立費用などを要因として、十分に活用されていないため、相談から後見人受任後の一貫した支援体制を構築し、要援護者の権利擁護を図る目的で、成年後見支援センター設置について検討している。 | 成年後見支援センター設置・運営【平成23年度】 【成年後見支援センター設置・運営【平成23年度】 | 厚生課(社協) 障害福祉課 | |
| 1-3 | 差別と虐待の防止 | | | | | | | | |
| | 障害のある人への差別や虐待 | 地域で生活する障害のある人やその家族の中には、障害への無理解や偏見から差別をうけ、辛い思いや悲しい思いをしている人が少なくありません。平成20年に長野市障害ふくしネットけんり部会で行った障害差別に関するアンケートには、就労先や学校、施設や地域の中で経験した差別や偏見、虐待の事例が多数寄せられました。 | 障害のある人の権利擁護システムの構築のために、障害者権利擁護センターの設置が求められます。障害者権利擁護センターの機能としては、市民アドボケイトや障害福祉オンブズマン、当事者活動のサポートなどが挙げられます。市民アドボケイトは、事業所でも行政でもなく、利害関係のない、当事者の代弁者としての役割を持ち、また、市民オンブズマンは、事業所や学校、就労先を定期的に巡回し、サービス提供状況の把握や、苦情受付、利用者の要望の代弁や情報公開を推進する役割を持つことが必要です。 また、国の障害者権利条約や、国内法整備の状況、他府の条約制定などの動向を見ながら、長野市として障害者差別を禁止する仕組み作りを取り組むことが必要です。 | (新)障害者権利擁護センターの設置 障害者相談支援 生活支援あんしん事業(総合相談事業) | ・司法アクセス権 ・権利擁護相談窓口の設置 ・障害福祉オンブズマンの組織 ・市民アドボケイトの育成 ・当事者活動のサポート ・8ヶ所の相談支援事業所に委託をし、各相談支援事業所の相談支援専門員により相談に対応している。また、長野市障害ふくしネットの部会として平成19年度より新たに「けんり部会」を発足し、権利侵害等に関する様々な課題に取り組んでいる。 障害者を含む家族や、障害以外に借金や消費者トラブル等がある複合的なニーズに対して総合相談を実施しケース会議や司法の専門職と連携し支援している。役割分担が課題。 | 障害者差別の救済システムのあり方を明確にし、市民の方の意見を取り入れた中で障害のある者も安心して暮らせるまちづくりを推進していく。 障害者相談支援専門員により対応し、スムーズに関係機関に繋がるよう連携強化を図っていく。権利侵害等様々な課題について「けんり部会」を中心に研修会等も開催し取り組んでいく。また、法整備について国等へ働きかけていく。 判断能力の不十分な者を法的に保護・支援する成年後見制度は、家庭裁判所への申立書作成や申立費用などを要因として、十分に活用されていないため、相談から後見人受任後の一貫した支援体制を構築し、要援護者の権利擁護を図る目的で、成年後見支援センター設置について検討している。 | 【成年後見支援センター設置・運営【平成23年度】 | 障害福祉課 厚生課(社協) 障害福祉課 | |
| | 相談・解決システム | 現在の長野市では、障害のある人への差別や偏見に関して相談窓口がなく、具体的な救済方法や、差別を禁止する仕組みもないのが現状です。 国際的な動きの中では、日本は障害者権利条約に署名し、今後の条約の批准に向けて、内閣府障害者制度改革推進会議の中で、障害者基本法の見直しや、(仮称)障害者総合福祉法の制定が検討されています。 長野市でも、長野市障害ふくしネット主催で、障害者権利条約や差別に関する学習会を開催し、関係者の意識の向上を図るための取り組みを進めています。 | | (新)共に暮らすまちづくり研究会 | 障害のある人が、すべての権利が保障され地域の中で安心して豊かな自立生活が送れるような地域社会を目指して、地域住民の障害者理解を進めるための取り組みをしている。障害のある人への権利擁護システム構築のため、障害のある当事者及び支援者並びに一般市民が参加する会の設立を目指します。 | 障害者差別の救済システムのあり方を明確にし、市民の方の意見を取り入れた中で障害のある者も安心して暮らせるまちづくりを推進していく。 | | 障害福祉課 | |

| 第2部 | 理解の促進 | | | | | | | | | | | |
|----------|---|--|--|---|---|---|---|--|--|-----------|--|---|
| 2-1 | 地域福祉の推進 | | | | | | | | | | | |
| 地域福祉 | <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者が公共施設等を利用するための設備が十分に整っていない。また整備されている設備についても、当事者からすると使いにくいものが多い。 ・障害者用駐車スペースに健常者の車が駐車してあることが多い。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ハード面、ソフト面を合わせて、「障害のある人にやさしいお店」を長野市が表彰する。また、ホームページにも掲載し、地域社会の関心や意識の向上をはかる。 | <ul style="list-style-type: none"> (新)障害のある人にやさしいまちづくり事業…長野市障害のある人にやさしいお店大賞 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の利用に際して、ハード、ソフト両方の対応がやさしいお店を、当事者や支援者からの意見を基に決定し、長野市として表彰し、ホームページでも紹介する。 ・障害者用駐車スペースの適切な運用の工夫についても助成する。 | <ul style="list-style-type: none"> 現在、点字ブロックの敷設や車歩道の段差解消、市有施設のバリアフリー化等、緊急に改善を必要とする工事を行い、やさしいまちづくり事業を推進しているが、今後はこの事業の中で、「障害のある人にやさしいまちづくり事業」を展開していく予定である。 | | | 障害福祉課 | | | | |
| | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・自分や家族に障害があると、地域の人の目が気になり、障害をオープンにできない。 ・障害があるというだけで、地区の役職につけなかったり、回覧板が回ってこないことがある。また、グループホームや障害者施設を建設する際に、地域住民から反対されることがある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民自治協議会と連携し、年に1回以上は地域住民向けの障害理解の学習会を開催する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民自治協議会や、人権擁護委員、民生委員と連携し、地域住民向けの障害理解の学習会を開催する。 | <ul style="list-style-type: none"> 現在実施している、相談支援専門員による、住民自治協議会、民生委員協議会への巡回訪問を継続していく。障害者理解の広報啓発活動を行うため、出前講座の開設を検討する。 | | | 障害福祉課 |
| | | | | | | | | | | 地域交流施設の開放 | <ul style="list-style-type: none"> 市北部には、長野市障害者総合施設いつわ苑。市南部には、長野市障害者施設ハーモニー棟の郷があり、それぞれの地域の障害者が身近に利用できるほか、中学校や他の障害者施設に隣接しており、地域交流をとおした障害者理解も促進している。市北部には、長野障害者総合施設いつわ苑が同様の役割を果たしている。 | <ul style="list-style-type: none"> 在宅の障害のある人が住みなれた地域で自立して、健康的で安定した生活が送れるよう社会参加に向けた支援を継続し、地域社会との交流を図りながら障害者理解を促進していく。 |
| 障害に対する理解 | <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者」というものに、負のイメージを持っている人が多い。 ・障害について、自分に関わりが無いと無関心な人が多い。 ・障害を理解しようとする人がまだ少ない。 ・障害者の人権を守るための啓発が充分ではない。 ・障害のある人が、一般の集まりやサークル活動等に気軽に参加することができない。 ・障害のある人への接し方、関わり方がわからない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の様々な場面を取り上げ、障害理解を進めるために広報及びリーフレット作成等の周知活動や、地域住民を対象とした障害体験ワークショップの開催、障害者週間期間中のイベントや各種研修会等を行い、地域住民の障害者(児)への理解の促進を推進していく。 ・既存の制度、事業等について評価や反省、振り返りを行うべく、当事者や家族も含めた「評価委員会」的なものを作り、適宜開催する。 ・個々の具体的なニーズや課題をケアプラン等から集約、整理し、施策フォーラムにきちんと提言できるように現行の障害者ふくしネットの体制を見直す。 | <ul style="list-style-type: none"> (新)長野市障害者ふくしネットけんり部会リーフレット作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害についての基礎的な知識を載せたリーフレットや、障害のある人が地域生活を送る上でのさまざまな場面における基本的な支援(簡単な手助け)についてのリーフレットを作成し、関係機関に配布することで、障害に対する理解をすすめる。(医療、近所つきあい、公共施設、観光地など) | <ul style="list-style-type: none"> 交通や教育等個々の状況にあわせてリーフレットの作成と、作成されたリーフレットを関係各所に配布、民間企業等の研修会に参加内容の啓発に努めると共に、法制度等の状況により適宜内容を更新していく。 | | | 障害福祉課 | | | | |
| | | | | | | 障害者週間事業 | <ul style="list-style-type: none"> 毎年12月3日から12月9日までが障害者週間となり、例年この期間にネットワークセミナーを開催し障害者の福祉についての関心と理解を深めてもらうよう周知している。 | <ul style="list-style-type: none"> 今後も企画内容の充実を図り、広く一般の方々が多数参加し、障害者(児)の理解の促進を推進していく。 | | | 障害福祉課 | |
| | | | | | | 広報ながでの啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 共生社会実現のため、障害者週間に併せ広報ながの12月1日号で「障害者の理解促進」の啓発活動を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> 障害者週間の特集記事を中心に企画内容の充実を図りながら、今後も継続して障害者理解の啓発を進める。 また、一般市民や障害当事者へのアンケートを通じ、障害者理解の促進の度合いを調査していく。 | | | 障害福祉課 | |
| | | | | | | 社会活動支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> 障害者団体が、障害者の理解、啓発活動を行うための補助金を支出しているが、運営費と社会活動事業の違いが不明確である。 | <ul style="list-style-type: none"> 補助金の対象経費や目的を明確にし、事業内容やその効果を事前に審査するなど、より効果的で障害者理解が促進される事業に転換していく。 | | | 障害福祉課 | |
| | | | | | | 人権同和教育研修・講演会 | <ul style="list-style-type: none"> あらゆる差別的根絶を願い、公民館事業として人権同和教育研修・講演会等を開催し、地域における人権意識の向上に努めている。参加される方は熱心に討論と応答など、人権意識や支援についての意欲が高まっているが、参加者が少ない点が課題である。 | <ul style="list-style-type: none"> 障害者に対する理解を深めるため、今後も引き続き多くの方が、参加していただけるような魅力ある研修会、講演会を開催していく。 | | | 生涯学習課 | |
| | | | | | | 市民公益活動団体の支援 | <ul style="list-style-type: none"> 各種団体からの情報を収集し、機関紙やブログ等で広く市民に発信している。しかし、障害者団体はプライバシーの関係もあり積極的に情報発信しにくい面がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人にやさしいまちづくりを展開するため、障害者のプライバシーに配慮し、障害者団体と市民などとのふれあい交流の機会・イベントや障害者団体の活動全般に関する情報の発信を推進する。 | | | 市民活動支援課 | |
| 2-2 | 福祉教育の推進 | | | | | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・学校等の教育機関や行政機関において、障害の理解に関する教育が十分にされていない。 ・特別支援学校と通常学級の関わりが希薄であるため障害のある子供と、障害が無い子供が交流する機会が少ない。 ・講義形式の人権同和教育では、受身のため、意識も薄れがちとなってしまう。 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害理解を進めるための総合的学習の具体的なプログラムや教職員の研修内容について福祉現場から教育機関や行政機関及び市職員等に提案をする。 ・人権同和研修が形骸化しないよう、様々な研修において障害理解を進めるためのプログラムを組み込み、参加型の研修とする等、意識啓発の徹底を図る必要がある。 ・長野市障害者基本計画の副読本として、こども版の発行を計画している。中身についても策定部会で検討し、教育的支援の視点から更なる障害者(児)の方の理解が進むような冊子作成を目指す。 ・障害者の方と健常者の方がより一層ふれあい、障害者の方への理解促進が進むよう、ふれあいまつりを企画実行していく。 | <ul style="list-style-type: none"> ふれあいまつり開催事業 | <ul style="list-style-type: none"> 障害者の方と健常者の方が接して、心ふれあう機会を増やすため、障害者の方と健常者の方が協同して実行委員会を組織し、広く市民が参加できるよう企画し開催しているが、参加収入、広告収入等では賸えないため、ふれあいまつりを開催する資金調達に苦慮している。 | <ul style="list-style-type: none"> 本事業の趣旨に立ち寄り、障害者の方と健常者の方がより一層ふれあい、障害者の方への理解の促進が進むよう、ふれあいまつりを企画実行していく。 | | | 障害福祉課 | | | | |
| | | | | | | 心身障害児親子交流保育事業 | <ul style="list-style-type: none"> 三輪学園、愛の樹園(長野・篠ノ井)入通所している児童が、交流保育園(都立、寺尾、西部保育園)と定期的に交流することで、保育園児と通所児童の交流となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> 他の児童デイサービス施設との交流も今後検討し、保育園児と通所児童の交流を推進していく。 | | | 保育家庭支援課 | |
| | | | | | | 障害児親子交流体験 | <ul style="list-style-type: none"> 人園とならない障害児を対象として保護者同伴で、受け入れ可能な公立保育園において保育園児との交流を行なう。 | <ul style="list-style-type: none"> 保護者への周知を図り、利用を推進していく。 | | | 保育家庭支援課 | |
| | | | | | | (新)各学校の教育課程での取り組み | <ul style="list-style-type: none"> 各学校の教育課程により、福祉体験教室等を実施している。 | | | | 学校教育課 | |
| | | | | | | 職場研修や階層別研修における障害者差別を含む様々な人権同和研修の実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 人権同和研修は、職場研修の中で、必須研修として、全職員を対象に実施しているため、職場全体での意識啓発に有効である。 また、階層別研修(新規採用・2年目等)で実施しているが、行動変容に表れるまでには至っていない。 | <ul style="list-style-type: none"> 市職員が障害者への理解を深めるため、計画的、効果的に人権意識啓発のための職場研修や階層別研修などを行い、行動変容に表れるまでにする。 | | | 職員研修所 | |

第2章 相談・福祉サービス -地域で自立するために-

| 部 | 細部 | 現状と課題 (細部に対する、長野市での現状と課題について記載) | 解決するための案 (左記の「現状と課題」に対する「解決策」として挙げられるものを記載) | 主な事業 | 事業の内容及び課題 | 今後の発展の方向性 (10年後の目標) | | 担当課 | | |
|----------------|-----------|---|---|--|---|--|--|--|-------|-------|
| 第1部 | 相談支援体制の促進 | | | | | | | | | |
| | 相談支援体制の強化 | | | | | | | | | |
| 障害者ケアマネジメントの充実 | | <p>・相談内容の多様化に対応した「障害者ケアマネジメント」の活用と普及で個別支援会議やケアプランの内容が充実し、チーム支援が行えるようになった。</p> <p>・支援会議等から明らかになった課題から地域課題を共有し、新たな社会資源の改善・開発につなげたいが、困難事例ほど課題が未解決になりがちで具体的な解決策が見出せない。</p> <p>・個々のニーズへの対応(小さなケアマネ)については、ケアプランナーが中心となり、社会資源の改善・開発(大きなケアマネ)については、障害福祉課や相談支援専門員が牽引役を担っている。</p> | <p>解決するための案(左記の「現状と課題」に対する「解決策」として挙げられるものを記載)</p> | ケアプランナー研修事業 | 個別ケースにおいて、抱え込みを行わずに関係機関と連携して相談支援やケアプランを作成する。具体的には、相談支援の基本はチームアプローチという視点立って「福祉サービスの調整や支給方法」についての研修を行う。 | 障害者のケアマネジメントの更なる充実を図るべく、長野市障害者ふくしネットの中でケアプランナー研修事業を開催する。また、障害特性に配慮した障害者ケアマネジメント手法を活用し、障害者の自立に向けた生活支援及び相談支援の充実を推進していく。 | | 障害福祉課 | | |
| | | | | 精神保健相談、難病医療、生活相談 | 医療・保健に関する相談のほか、相談者のニーズにあった情報提供に努める。 | | 健康課 | | | |
| | | | | 長野市障害者ふくしネット機能強化 | ・他府県や他市町村の自立支援協議会の動向並びに各事業の「自己評価」や「第三者評価」等の現状を把握。 市内事業所・関係機関との情報交換をはじめ、地域課題について検討し、県内外の関係機関とも必要に応じて情報収集を行う。 | ・個々の具体的なニーズや課題をケアプラン等から集約、整理し、施策フォーラムにきちんと提言できるように現行の障害者ふくしネットの体制を見直す。 ・既存の制度、事業等について評価や反省、振り返りを行うべく、当事者や家族も含めた「評価委員会」的なものを作り、適宜開催する。 | ・他府県や他市町村の自立支援協議会の動向並びに各事業の「自己評価」や「第三者評価」等の現状を把握。 市内事業所・関係機関との情報交換をはじめ、地域課題について検討し、県内外の関係機関とも必要に応じて情報収集を行う。 | 個々の具体的なニーズや課題をケアプラン等から集約、整理し、施策フォーラムにきちんと提言できるように現行の障害者ふくしネットの体制を随時検証し、必要に応じて見直しを行う。 | | 障害福祉課 |
| | | | | (新)障害者施策第三者評価事業 | ・障害施策の実施状況や課題等を整理し、利用者・家族・関係機関にフィードバックする第三者評価事業を行う。 | | 障害者施策の自己評価や第三者評価を行い、現状を洗い出すことは有効だと考える。評価については、長野市社会福祉審議会障害者専門分科会等で行うことも含め、検討していく。 | | 障害福祉課 | |
| | | | | (新)長野市相談支援専門員並びにケアプランナースキルアップ研修 | ・個別支援会議に相談支援事業所をはじめ市内の関係機関が必要に応じ参加し、各機関の責任や役割を明確にしながら、長野市の相談支援ネットワーク作りを促す。そのため、個別ケースから地域課題を抽出し、課題解決へ向けて的確な報告ができるように相談支援のスキルアップを図る。 | | 各ケアプランナーのレベル統一に向けて更なる研修を行う。各研修会に積極的に参加の他、各職域の専門分野の人等を講師に依頼するなど、内容を盛り下げた研修を定期的に行う。 | | 障害福祉課 | |
| | | ・長野市の枠を超えて、課題解決のための知識や技術、情報等を広げるべく圏域や県単位での相談支援のネットワーク(県自立支援協議会)体制の構築を図る。 ・相談支援専門員、ケアプランナー等のスキルアップ研修を障害福祉課や障害者ふくしネットが協働して、定期的に開催する。 | ケアプラン事例集の作成 | ケアプランナー連絡会と相談支援専門員が協働して、3年に一回位のペースで長野市版事例集を作成する。 | 長野市障害者ふくしネットケアプランナー連絡会の連携を強めることで、連絡会として共通認識を持ち、困難事例の解決を目指すしていく。 | | 障害福祉課 | | | |
| 身近に相談できる体制作り | | <p>・相談支援専門員、障害福祉課窓口、民生児童委員等相談窓口は多くあるが、当事者が気軽に相談できる体制になっていない。相談内容によっては、どこに相談すればいいのかわからない。また、複発障害等の方の相談できる場所が少ないといった現状もある。</p> <p>・民生委員は本人・家族にとって一番身近な相談窓口の一つ。相談時間が十分取れないこともある。</p> <p>・高齢者分野と障害者分野の連携が、介護保険法と障害者自立支援法等による制度の違いにより、サービスをコーディネートしにくい面がある。</p> | <p>解決するための案(左記の「現状と課題」に対する「解決策」として挙げられるものを記載)</p> | 障害者相談支援 | 8ヶ所の相談支援事業所に委託をし、各相談支援事業所の相談支援専門員により様々な相談に対応し、相談者のニーズにあった情報提供に努めている。 | 障害者相談支援専門員により様々な相談に対応し、関係機関と連携し、医療、医療、福祉、雇用、教育、生活環境など障害者の生活全般にわたる相談支援体制の充実を推進していく。 | | 障害福祉課 | | |
| | | | | ホームページでの情報提供 | 障害福祉課のホームページで、相談窓口についての各種情報を提供している。 | 障害福祉課のホームページで、相談窓口について更なる周知を図る。 | | 障害福祉課 | | |
| | | | | (新)地域生活支援センター拠点事業 | 一長野市の北部・南部に相談支援を中心とした拠点を置き、それぞれ専門に担当する相談員を置く(例一児童→就労→地域移行→退院支援→子育て→高齢者など)また、相談を行っている機関との連携を行う(介護保険課、高齢者福祉課、保育家庭支援課、各課を超越した連携及び研修会の実施) | ・各地域に点在している福祉事業所が何かあった時にかけつけられる窓口となり、必要な機関につなげられるようなネットワーク機能を持つ。 ・相談窓口の役割を明確にし、その窓口から各機関への連携を強化する。 ・民生委員がすぐ関係機関へ繋げていく流れをスムーズにし、地域の気軽な相談窓口としての機能を継続していく。 ・分野間の垣根を越えるような研修会の定期的な実施。 | 保健福祉部各課のスムーズな連携が図れるよう、体制整備を進めていく。 | | 厚生課 | |
| | | | 介護保険課、高齢者福祉課、保育家庭支援課、各課を超越した連携及び研修会の実施 | 介護保険課、高齢者福祉課、保育家庭支援課、各課を超越した連携及び研修会の実施 | | 障害福祉課 | | | | |
| | | | | | 保健福祉部各課のスムーズな連携が図れるよう、体制整備を進めていく。 | | 高齢者福祉課 | | | |

| | | | | | | | |
|------------------------|--|---|---|---|--|--|--|
| <p>ライフステージに応じた相談体制</p> | <p>各ライフステージの個別支援の課題は、個別支援計画、ケアプラン作成事業、サービス利用計画作成事業等で示されているが、ライフステージの移行時期に支援が途切れてしまう現状がある。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 本人・家族等がどの年齢においても気軽に相談できる機会の確保が必要である。 サービス利用計画の対象者拡大へ向けた取り組みが必要である。 ライフステージごとのサービス体制の整備と充実に必要である。 ライフステージの移行時期に支援が途切れないような関係者間の連携強化。また、有機的なネットワークの構築、情報の共有化等、連続性のある相談支援体制の構築が必要である。 | <p>庁内特別支援連携会議の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ライフステージの移行時期を繋ぐ個別の移行支援会議をより活用できる体制を作る必要がある。 各ライフステージを担う関係者との密な連携（市役所内の関係団体、保健所、学校、福祉サービス事業所、就労・日中活動先など） | <p>「庁内特別支援連携会議」を充実させ、関係者間の連携強化。また、有機的なネットワークの構築、情報の共有化等、連続性のあるライフステージに応じた相談支援体制の構築を図っていく。</p> | | <p>障害福祉課</p> <p>保健家庭支援課</p> <p>学校教育課</p> <p>健康課</p> |
| <p>当事者団体及び当事者活動の支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> 当事者活動に対する補助金・助成金の情報が分かりにくく、小規模の活動団体の存在が分かりにくい。 長野市障害ふくしネットに当事者部会があり、広く当事者に呼びかけているが、施設に所属していない当事者には情報が行き届かない現状がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 現在の団体が存続でき、より良い活動へと発展するようなシステム作りを努める。 活動場所の提供や多様な当事者活動に対応していくための助成および助言を行う。 当事者活動についての情報を提供できる窓口の確保・周知、ネットワークの構築を行う。 | <p>障害者相談支援事業</p> <p>障害者余暇活動支援事業補助金</p> <p>(新)当事者活動支援事業</p> | <p>相談支援専門員の存在や相談内容等広範による周知及び各種団体、関係機関、学校、医療機関等への訪問、チラシの配布により周知するとともに障害ふくしネットから情報提供を行っており浸透してきている。</p> <p>障害があっても充実した生活を送るため、健康・体力の維持や機能回復、心身のリフレッシュ等を目的として余暇を過ごしたい当事者団体等に活動事業費の一部を補助するもの。1団体に30万円を上限に3年を限度とする。</p> <p>当事者活動の人的な支援をサポートする体制。当事者団体が困っていることと支援者を結びつける事業。長野市出前講座のように当事者活動支援講座を作る。単発ではなく講座の内容に応じて複数回にする。そして、講座の講師は登録制にする。</p> | <p>今後も広報等による周知及び関係機関等への訪問により情報発信をしていく。また、障害ふくしネットから情報提供を行っており随時最新の情報が提供できるよう整備をしていく。</p> <p>幅広い団体に補助金を有効に活用してもらうために、広報等を通じ、補助金についてのお知らせを周知していく。</p> <p>障害者団体社会活動事業補助金事業を継続していく。当事者団体の運営費補助の実施は困難である。</p> | | <p>障害福祉課</p> <p>障害福祉課</p> <p>障害福祉課</p> <p>健康課</p> |
| <p>情報提供</p> | <ul style="list-style-type: none"> 多様化するニーズに対応するため、相談窓口が増えた。相談窓口の利用促進のため、相談支援専門員のチラシ等を作成し広報に努めているが、障害特性に応じた情報提供手段の確保が十分ではない。 | <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口をはじめ、福祉サービスや制度について分かりやすく伝えしていく。 相談窓口等の情報が集まる機関を明確化し、障害特性に応じた情報提供の手段を確保できるように検討していく。 視覚・聴覚障害者への情報提供にも平等性を配慮して充実に努める必要がある。 市有施設の入場料等の減免の充実に努めるとともに、免除・減免・割引の申請手続簡素化等を図り、経済的支援を受けやすくするよう努めます。 | <p>手話通訳者・要約筆記者・パソコン要約筆記者派遣事業（拡大）</p> <p>広報ながの / ホームページ</p> <p>長野市障害福祉サービスガイドの発行</p> | <p>広く市民全体に情報が行き渡るように、広報ながの、長野市ホームページでの情報発信を充実させることで、情報発信を充実させることで、より情報入手しやすくする。また、サービスガイドについても発行部数を増やし、誰もが気軽に入手できる仕組み作りを行うとともに、当事者が分かりやすい情報提供を行う。</p> <p>サービスガイドについて、利用状況や必要部数を精査するとともに、当事者が分かりやすい冊子作りを行う。</p> | <p>視覚障害者や聴覚障害者が必要な情報を入手できるように、情報保障の体制づくりと情報提供の充実に努める。</p> <p>今後も、広報ながの、長野市ホームページでの情報発信を継続するとともに、市政ラジオ番組などのメディアも活用することによって、さまざまな障害特性に対応した情報提供を行う。</p> | | <p>障害福祉課</p> <p>障害福祉課</p> <p>広報広聴課</p> |
| <p>ニーズの掘り起こし</p> | <p>相談窓口が増えたことにより、相談者のニーズの把握がしやすくなったものの、既存のサービスに当てはめられなかったニーズに留まっていることがある。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 既存のサービスに当てはまらない場合等、課題として抽出されたものに対して、関係各所へ意見が出しやすい仕組みづくりを行うことで、サービスの充実に努める。 関係各機関との定期的な連絡調整会を開催することで、長野市全体としてニーズの把握に努める。今現在行っている、相談支援事業及びケアプラン作成事業、自立支援協議会をより強化することでニーズの掘り起こし機能の強化を行う。 | <p>相談支援事業事業</p> <p>ケアプラン作成事業</p> | <p>8ヶ所の相談支援事業所に委託をし、各相談支援事業所の相談支援専門員により様々な相談に対応し、相談者のニーズにあった情報提供に努めている。</p> <p>ケアプランナーが本人やその家族の相談を受け、福祉サービス利用の具体的な計画を作成する。プランナーは増加しプラン作成数も伸びている。</p> | <p>ケア会議やケアプランナーを通して、課題分析を行い、ニーズの把握に努めるサービス利用につなげていく。</p> <p>ケアプランナー連絡会及び研修会を継続して開催し、ケアプランナーの資質向上を更に図り、障害者等のニーズを的確に捉え、サービスの利用に繋いでいく。</p> | | <p>障害福祉課</p> <p>障害福祉課</p> |
| <p>福祉・医療・保健の連携</p> | <p>ライフステージや障害特性による、専門的な知識がどの分野でも求められ関係機関との連携を深めていくことが求められている。また緊急の際、医療、福祉のどの部分で受け止めるのか連携が強く求められている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 多様な相談に対応するため、各相談機関の専門性を更に向上していく。 ライフステージ、障害に応じた医療、保健の問題に的確に対応するため研修、ケア会議等を通して連携を更に深めていく。 朝まで一人ではなく支援者といられる緊急ショートステイの場所を確保する。 | <p>(新) 地域生活支援センター拠点事業</p> <p>庁内特別支援連携会議</p> <p>民生・児童委員研修の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援センター拠点に緊急ショートステイ用の部屋を設け、24時間対応が可能にする。 <p>平成17年度から18年度にかけて開催されていた連携会議を平成20年度に再開した。健康課、保健家庭支援課、障害福祉課、学校教育課で情報の共有等に関して検討してきている。このことにより、一貫した支援を実施できる。</p> <p>庁内連携会議の他に相談支援専門員・医療・保健分野も参加し専門分野で支援を行う。他に必要に応じて「幼保小連絡会」「小中連絡会」等も巻き込んで連絡を密にする。</p> <p>民生・児童委員に対し、活動における心構えや対応方法等について、年1回研修を行っている。</p> | <p>現在の方法を継続していく。</p> | | <p>障害福祉課</p> <p>学校教育課</p> <p>保健家庭支援課</p> <p>障害福祉課</p> <p>厚生課</p> |

| | | | | | | | |
|----------------|---|---|---|---|--|--|-------|
| 相談支援専門員等の技術の向上 | <ul style="list-style-type: none"> 相談支援技術の向上として、ケアマネ連絡会やケアプランナー連絡会で、研修を行っているが、情報の共有という意味で相談員の質が同じ状況ではない。 本人主体のマネジメントにならず、サービス主体であったり、支援者の視点での相談支援になってしまうこともある。 障害特性に応じた相談支援が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> 長野市独自で定期的な研修会を開催し、相談支援員として必要なスキルアップを図る機会が必要である。 | 障害者相談員設置 | 心身障害者相談員協議会において、各種制度の研修を行い、日常の相談員活動に活用している。 | 心身障害者相談員の認知度が低いため、積極的に広報活動を行い、制度が活用されるようにする。 | | 障害福祉課 |
| ピア・カウンセリングの充実 | <ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援法の障害者相談支援事業の柱の一つとしてピア・カンセリングが位置づけられているが、現状としては充実しているとはいえず、専門員がいる事業者は、市内に1ヶ所しかない。 | <ul style="list-style-type: none"> ピア・カウンセラーの養成と、専門職としての配置を図る必要がある。 | <p>(新)ピア・カウンセリング普及事業</p> <p>(新)ピア・カウンセラー養成・助成事業</p> <p>(新)ピア・サポートセンター事業</p> | <ul style="list-style-type: none"> ピア・カウンセリングに関心をもってもらう。講座への参加者の増やし方の検討。 自分が望む生活(自立生活)のイメージをつかみ、生活力をつけるため「自立生活プログラム」を行うこともピア・カウンセリングの一環だが、宿泊体験できる場所をどう確保するかも課題。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の中の身近なところに、ロールモデル(目標となる人)となりリーダー的存在となって、仲間作りの中心となる人を増やす。 当事者同士が広く深くつながることにより、情報の届かない人、孤立している人をなくし、互いにサポートし合う関係を築くため、身近な地域でピア・カウンセリング講座を気軽に学べる内容で行う。 | | 障害福祉課 |
| 地域への働きかけ | <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の方で障害のある方と関わりを持ちたいという思いがあっても、関わる機会が少ない場合がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 障害は特別なものではなく、誰にでも起こりうるものとしてとらえ、主体的に関わって行く地域作りをすすめる上で、住民自治協議会をはじめ地域の組織に積極的に働きかける必要がある。 | 住民自治協議会との連携 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の方々が主体的に関われるように、地域への啓発・広報を行う。 広報などが等の活用を通して、障害者理解の促進を図る。 「障害者の日」を周知するためイベント開催(障害者週間特別企画・地域生活セミナーの企画・運営・協力) | <ul style="list-style-type: none"> 障害者施設が地域の行事に積極的に参加するなど、交流を深めるとともに障害者理解の促進を図る。また、住民自治協議会にも引き続き障害者理解について協力を依頼していく。 | | 障害福祉課 |
| 自立支援協議会の運営 | <ul style="list-style-type: none"> ケア会議やケアマネ連絡会(ケアプラン審査会・課題分析)等で地域における福祉課題を収集・共通認識とし、長野市障害ふくしネットへ繋げる等の解決策を検討している。地域の課題を吸い上げる仕組みを再検討し、長期的視点に立った施策提言が必要である。 専門部会等への参加事業所・参加者の意識向上を図り、地域・地域福祉との連携や教育・医療・保健・労働等との連携による総合的な支援体制作りが必要である。 <p>長野市障害ふくしネット(地域自立支援協議会)では、サービス調整・推進を行う「全体協議会」、ニーズ収集・分析を行う「ケアマネ連絡会」と6つの「専門部会」(こども・しごと・くらし・当事者・けんり)に分かれ、課題検討を行っている。「運営部会」が全体調整・運営を担い、「施策フォーラム」で研究・施策提言を行っている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 利用者本人を中心として、家族・関係機関等が長野市(行政)とパートナーシップ関係の下に連携・協力し、長野市の福祉行政の更なる底上げを行う。 地域の関係者の自立支援協議会の目的の共有を図り、参画しやすい専門部会づくりを検討していく。 地域の資源を掘り起こしニーズとつなげていくために、地域の課題を施策へつなげる方法を見直し、施策フォーラムの機能強化を行う。 中立・公平性を確保する観点から、ふくしネット全体の振り返り・見直しを行う。(評価機能) 行政とのパートナーシップ関係のもと情報の共有化を図り連携を深める。 施策フォーラムの機能強化など、課題の吸い上げから施策提言までの流れを円滑に機能させる仕組みを構築する。 相談支援事業従事者が制度やサービスの構築・改正などを含めた社会資源開発の中心的な役割を担い、長野市障害ふくしネットを通じて今後も社会資源開発に向けた取り組み・施策提言をしていく必要がある。 | 長野市障害ふくしネットの機能強化 | 現状把握・分析をし、ふくしネット全体の機能の見直しを行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 行政とのパートナーシップ関係のもと情報の共有化を図り連携を深める。 ふくしネットの見直しを行い、課題の吸い上げから施策提言までの流れを円滑に機能させる仕組みを構築する。 相談支援専門員の能力の向上を図るとともに、施策フォーラムの具体的な政策策定力の向上を図る。 | | 障害福祉課 |

| 第2部 | 福祉サービスの充実 | | | | | | |
|------------------|---|--|--|--|--|--|---------|
| 福祉サービスの質の向上 | | | | | | | |
| 福祉サービスの質の向上・資源開発 | <ul style="list-style-type: none"> 自立支援法成立に伴い、三障害の一元化、在宅福祉・施設福祉サービス事業の再編がされたが、それでもサービスへ結びつかない方、既定のサービスに当てはまらない方がいる。依然としてサービスの不足が課題であり、障害の重度化・重複化によりサービス提供者側そのものの支援体制が整わず支障体制の質が問われるなど、環境的不備の改善も求められている。 ケア会議やケアプラン審査会等で地域における福祉課題を収集・共通認識とし、長野市障害ふくしネットへ繋ぎ資源開発の検討などサービスの向上のための解決策を検討している。 | <ul style="list-style-type: none"> 各障害に特化するような事業所職員の支援レベル向上のための研修が必要である。 ニーズに合わせて多様な福祉サービスを選択できる幅を広げるための手段の確保が必要である。 事業展開をしやすいするため、事業所への補助制度の充実をより図っていく必要がある。 | 長野市障害ふくしネットによる提言 | 長野市障害ふくしネットの仕組みを充実させ、個々のニーズが地域の課題として取り上げられ、ニーズに応えられ、事業所もサービスを提供しやすくなるための施策を提言している。 | 個々のニーズを地域の課題として捉え集約し、施策状況及びサービス提供状況を検証し、新しい制度・支援へと繋げていく仕組みとして、機能強化をする。 | | 障害福祉課 |
| 通所サービス | <ul style="list-style-type: none"> 通う場所は徐々に増えているが、本人にあった通所場所を見つけることが困難。事業所が本人のニーズに合わせていくより、利用者が事業所に合わせなければならない状況がある。 | <ul style="list-style-type: none"> それぞれの事業所の特性を出し、個々の利用者の目的にあった通所サービスを提供していく。 | 障害者福祉センター管理運営 | 管理運営を指定管理者に委託し、障害者に必要な各種講座、訓練事業を行い、障害者の社会参加を促進しているが、対象者が固定化している。 | 障害者や支援者が必要とする新たな講座を開拓するなど、社会情勢や環境の変化に対応した講座の開発を進めるとともに、参加者の固定化を解消していく。 | | 障害福祉課 |
| | | | 障害者福祉施設整備費補助金 | 障害者自立支援法により日中活動の場となった障害福祉サービス事業の施設整備補助を行い整備を図った。 | 障害福祉計画の策定に当たり、当事者の意見を反映するよう努めていく。 | | 障害福祉課 |
| | | | 通所施設ガイドブックの発行 | 障害者の方が福祉サービスを利用するときのサービス選択の一助になるため、市内の通所施設にアンケート形式で協力を依頼し、それをまとめたものが通所施設ガイドブックで長野市障害ふくしネットしごと 部会で毎年発行している。 | 今後も補助犬の理解、啓発を図り、利用者の支援を継続していく。 | | 障害福祉課 |
| 居宅サービス | <ul style="list-style-type: none"> 事業所指定を受けていてもサービス提供ができない、障害特性にあった支援が十分にできていない状況である。特にヘルパー事業所は、精神障害への対応に困惑している。 身体障害者の排泄など、突発時の対応システムができていない。特にヘルパー事業所も人員が少なくなる土日祝日は、対応できる事業者が見つかるまで、本人が何ヶ所にも電話しなければならぬ現状がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 居宅介護事業所の研修を行い、障害者の居宅介護に関わる事業所を増やしていく。指定事業所に対しては行政の指導も必要ではないか。 突発時の対応、特に排泄の対応は人間の尊厳に関わることなので、人らしく暮らしていけるためのしくみ作りが必要。 | 障害者相談支援事業 | 自立支援法施行に伴う3障害一元化により障害福祉サービスの一つとして在宅サービス支援が図られている。 | 研修等によりヘルパーの質向上を図り、3生涯に対応した在宅サービス支援の充実を推進していく。 | | 障害福祉課 |
| | | | 補助犬支援事業（訓練交通費支援金） | 補助犬導入訓練に要する交通費の助成及び飼育費の助成を実施している。補助犬相談窓口の広報を行っている。H21年度 利用者1名 付添い1名助成 | 今後も補助犬の理解、啓発を図り、利用者の支援を継続していく。 | | 障害福祉課 |
| | | | 補助犬支援事業（飼育費支援金事業） | 導犬等と生活している障害者に対して、飼育助成（エサ代）として3,000円を助成している。H21年度 7名助成 | 今後も補助犬の理解、啓発を図り、利用者の支援を継続していく。 | | 障害福祉課 |
| | | | 訪問美容サービス事業 | 利用件数は年々増加しており、寝たきり高齢者等や重度障害者等の心身のフレッシュと介護者の負担軽減に繋がっている。平成21年度から利用者数を増やし、適正な利用料を徴収している。一時障害福祉課との連携がうまくいかず、重度障害者と寝たきり等の高齢者の認定に混乱が生じた。 | | | 高齢者福祉課 |
| | | | (新)事業所への実施状況調査 | 居宅介護事業所の現状把握のための調査を行う。 | 課内の検討課題としていく。 | | 障害福祉課 |
| | | | (新)居宅介護緊急時対応加算 | 事業所のネットワーク化、または輪番制で当番センターを作る。その場合、事業所に対する加算または補助金が必要。 | 課内の検討課題としていく。 | | 障害福祉課 |
| 送迎（移送）サービス | <ul style="list-style-type: none"> 通所、通院、通勤、通学等々、地域生活の中で行きたいところに行く際に公共交通機関の不便さがあり、また移送サービスの制度も十分でない。 | <ul style="list-style-type: none"> 相談に行く交通手段がない場合、訪問相談時の市からの加算補助が必要である。 デマンド交通的に気軽に頼める、乗れる交通手段の確立が必要である。 サービスとサービスを繋げる物、人（物理的環境）の整備が必要である。 市営バスの車イス対応化及び山間地での交通手段の確保が必要である。 障害者の社会参加を促進するため、移動支援策の充実が必要である。 | 福祉自動車運行事業 | 身体等の手帳所持者に対し地区住民自治協議会と連携して福祉自動車の運行を実施。通院やリハビリ等の外出の支援を実施した。現状は、利用目的が限定的なものであり、かつ住民が主体となり行っている住民福祉活動であることから、当該事業ではこの課題に対して断片的にしか対応できていない。 | 福祉自動車運行事業では、移動手段が不十分な者の一部しか扱えない。 | | 厚生課（社協） |
| | | | (新)お出かけパスポート(障害者版) | 70歳以上の高齢者が対象となっている高齢者福祉課事業の「お出かけパスポート」の障害者版を実施する。 | 障害者も対象となるよう検討を進める。 | | 障害福祉課 |
| | | | 障害者タクシー利用券交付事業 | 公共交通機関を利用することが困難な重度障害者の移動手段の一助として、障害者の社会参加の促進が図られた。 | タクシー事業者と連携を図りながら、総合的に移動手段の確保に努める。 | | 障害福祉課 |
| | | | リフト付きバス運行事業 | 公共交通機関を利用することが困難な重度障害者の移動手段の一助として、障害者の社会参加の促進が図られた。 | タクシー事業者、路線バス事業者と連携を図りながら、リフト付きバス、低床バス配置・運行を推進しながら総合的に移動手段の確保に努める。 | | 障害福祉課 |
| | | | 市営バス等運行事業 市バス 循環バス 空白圏集合タクシー 中山間地域輸送システム 廃止路線代替バス | 市営バスは、合併前の旧町村が運行していた町村営バスを引き継ぎ運行しているものであり、車両についても引き継いでいる。なお、大同地区のバスは車イス対応となっているが、他地区は未対応である。 【事業の内容】 住民の移動手段を確保し、地域拠点・生活拠点での回遊性向上により日常生活の利便性を高める。 また、バスサービスを向上させて「選ばれるバス」への変貌を目指す。 市内には交通空白地域・不便地域が存在しているとともに、利用者減少に伴い、民間事業者の努力だけでは公共交通の存続が困難になっている。 | | | 交通政策課 |
| | | | (新)山間地福祉移送事業 | 山間地において社協などでの福祉自動車の運行を推進する | | | 厚生課 |

| | | | | | | | | |
|----------------------|---|---|-----------------|---|--|--|--|-------|
| 移動支援 | ・行動援護を行っている事業所が少なく、外出サービスを利用できない状況である。 | ・事業所への働きかけを行い、行動援護事業所を増やしていく必要がある。 ・行動援護事業の在り方について検討していく必要がある。 | ガイドヘルパー養成 | ガイドヘルパー（視覚障害者移動支援従事者）は、視覚障害者の外出の機会を確保し、自立を促すために必要不可欠である。 | ガイドヘルパーの利用実績を分析しながら、必要人数のガイドヘルパーの養成を促進する。 | | | 障害福祉課 |
| 短期入所 | ・生活をする場がなく、一時的に1月～1年ほど利用が必要な際の受け入れが難しい。 ・子供の短期入所を利用できる施設がほとんどない。 | ・緊急時に必要な場合に引き受けてもらえる安心感が利用者としては欲しい。 ・入所施設の受け入れの整備と、地域で短期入所を行える施設を増やしていく。 | 短期入所行動障害児援護事業 | 強度行動障害がある障害児が短期入所事業を利用できるようになった。 | | | | 障害福祉課 |
| | | | (新)緊急時ショートステイ | 短期入所とは別に緊急時支援事業として位置づける。緊急であるかの判断を合議す場とそういった結果が出た場合は対象者の所属に関係なく利用出来る施設を探していく。 | 短期入所とは別に緊急時受け入れ体制ができています。 | | | 障害福祉課 |
| 施設入所 | ・入所が必要な人がすぐに利用できない状況である。 ・施設から地域生活移行を進めていくマニュアルが法人間によって異なる。施設と地域の関係性を綿密にしていく必要がある。 | ・地域の中で入所施設の役割を検討し、入所が必要な人が利用しやすいようにする。 | 施設入所事業 | 入所施設の利用理由を明確にしつつ、個別支援計画が形骸化しないよう、計画を具体的に実行する。そのため、サービス管理者と関係機関の役割分担、フォロー体制までチーム支援を基本とし、施設がケースを丸抱えしないようにする。 | | | | 障害福祉課 |
| 障害児自立サポート事業 | ・発達障害や医療的ケアの必要な子どもの利用事業所が殆どなく、新規利用希望者を受けられる事業所が少ない。 | ・身近に利用できる事業所を増やしていく。 ・発達障害の子供が利用できるプログラム作りを検討していく。 | 障害児自立サポート事業 | 放課後や休日の一時的かりにより介護者の介護負担軽減を図るとともに、外出サポートや社会適応訓練により自立と社会参加を支援している。 | ・できるだけ多くの（幅広い）人が利用できるよう検討も必要。障害の種類によって利用できない人がいる不公平感を是正する必要がある。 ・現状ではサービスに頼りきりになっている家庭もあるため、どこまで充実させていくか大きな課題である。 | | | 障害福祉課 |
| タイムケア | ・身近に、緊急の場合等に利用できる施設が少ない。 | ・地域にタイムケア事業を実施する施設を点在させる必要がある。 | タイムケア事業 | 発達障害児への対応については、発達総合支援センター(家)の動向もみまえ、市内の事業所で検討をし、役割分担を行っていく。また、サービス提供者が事業所に偏ることなく、個人のサービス提供者を数多く募るようにタイムケア事業の広報活動を精力的に行う。 登録された事業所や個人が障害者を一時的かりにより介護し、介護者の介護負担軽減を図っている。 | 障害者施設や個人の協力を得ながら、受け入れ体制を整えていく。 | | | 障害福祉課 |
| 地域活動支援センター | ・地域活動支援センター 型、型、型のそれぞれの特性をいかにして、サービスが提供できているが、各施設の状況の集約が難しい。 | ・各施設の情報を集約する。 ・地域全体のボランティアの育成について、地活同志の連携を図る。 | 障害者相談支援 | 相談支援専門員の存在や相談内容等広報による周知及び各種団体、関係機関、学校、医療機関等への訪問、チラシの配布により周知するとともに障害ふくしネットから情報提供を行っており浸透してきている。 | 広報による周知を継続し、障害ふくしネットのホームページ開設により随時最新の情報が提供できるよう整備をしていく。また、地域活動支援センター連絡会の定期開催により連携を図っていく。 | | | 障害福祉課 |
| GH/CH(グループホーム/ケアホーム) | ・退所、退院も含め、利用希望者がいてもGH/CHの開所が計画的に進んでいない状況である。 | ・GH利用希望者を整理して、GHの開所を計画的に行っていく。 ・短期入所とは別に緊急時の受け入れ体制を整備する必要がある。 | 障害者福祉施設整備費補助金 | 障害者自立支援法により日中活動の場となった障害福祉サービス事業の施設整備補助を行い整備を図った。 また、利用希望で利用できていない人数を明らかにし、計画的なGHの開所を行っていく。 | 障害福祉計画や利用希望調査等に基づき、施設整備を図ると共に、施設整備補助金交付要請法人に対し、ヒアリングを実施し、優先度の高い計画から整備を図る。 | | | 障害福祉課 |
| | | | ケアホーム介護人配置事業補助金 | 法定の制度で想定されていない重度障害者がケアホームを利用できるよう市独自の介護人配置補助を創設した。平成21年10月から身体障害者も自立支援法の支給決定によってグループホーム、ケアホームを利用できるようになったが、市では平成15年から重度身体障害者用のグループホームへ補助を行ってきた。 | 平成21年度から法定給付費の対象が拡大したが、対象とならない部分について今後も継続していく。 | | | 障害福祉課 |
| | | | グループホーム（市営住宅） | 平成22年度現在2箇所グループホームを実施している。 〔小市団地：ほつとらいふ小市ホーム、犀南団地：さいなみほむむ〕 グループホームの入所者は、個々に市営住宅の入所基準を満たしていることから、グループホーム設置に協力する原、国からの通達もあり、今後もグループホーム設置を推進していく。 | | | | |

第3章 暮らしの充実 -安心して生活するために-

| 部 | 編 | 現状と課題 (編目に対する、長野市での現状と課題について記載) | 解決するための案 (左記の「現状と課題」に対する「解決策を」として挙げられるものを記載) | 主な事業 | 事業の内容及び課題 | 今後の施策の方向性 (10年後の目標) | | 担当課 |
|------------|---|---|---|---|---|--|-----------|---|
| 第1部 | 生活基盤の整備 | | | | | | | |
| 1-1 | 安心して暮らし続けるために | | | | | | | |
| 住まいの充実 | | 現在のGH、CHでは高齢化に対応した設備など、バリアフリー化されていない。 住居を借りる際に保証人が必要となり、保証人がいない場合、自立した生活のための住まいを確保することができない。 | 現在あるGH、CHについては、設置している法人等が積極的にバリアフリー化を図ると共に、市においても整備のための助成制度を創設する。 長野市営住宅は、保証人がいなくても入居可能とする。市営住宅の入居者が設置した、通常の生活において必要と認められる設備など、残存価値が認められる場合、退去時に撤去しないことを認める。 | (新)ふくし住宅バリアフリー促進支援事業 | 市内にあるGH、CHについて、段差解消等のバリアフリー工事を行った事業所に対し、補助金を交付する。 | 社会福祉施設等施設整備費補助金、就労訓練整備等整備事業補助金において、GHの改修が対象になることから、整備を希望する法人へヒアリングを実施し補助金を交付する。 | | 障害福祉課 |
| | | | | 身体障害者住宅整備補助事業 | 障害者本人や介護者の負担を軽減し障害者が在宅で生活を続けることができるよう住宅のバリアフリー化を図るための経済的な負担を軽減することができた。 | 既存のGH、CHに対しては、施設設備のための助成制度によりバリアフリー化を推進するとともに、新規のGH、CHではユニバーサルデザインを取り入れて全てのGH、CHが高齢化にも対応したものとなっている。 自立した生活を望みながら、保証人がいない住宅困窮者が市営住宅に入居でき安心して暮らすことができている。 | | 障害福祉課 |
| | | | | 障害者福祉施設整備費補助金 | 障害福祉計画に基づいたGH、CHの整備について、法人からの申請により補助金を交付している。 | 社会福祉施設等施設整備費補助金、就労訓練整備等整備事業補助金において、GHの改修が対象になることから、整備を希望する法人へヒアリングを実施し補助金を交付する。 | | 障害福祉課 |
| | | | | ケアホーム介護人配置事業補助金 | 法定の制度で想定されていない重度障害者がケアホームを利用できるよう市独自の介護人配置補助を創設した。平成21年10月から身体障害者も自立支援法の支給決定によってグループホーム、ケアホームを利用できるようになったが、市では平成15年から重度身体障害者用のグループホームへ補助を行ってきた。 | GH、CHが安定した運営が行われるよう、ケアホーム介護人配置事業補助金を今後も継続していく。 | | 障害福祉課 |
| | | | | 車椅子用等住宅の整備 | 戸数については、平成16年度に若里西町団地建替事業実施により3戸新たに増えたがその後は対象空き住戸の改修を行って戸数増とはなっていない。 | 車いす用等、住宅の整備は、老朽化した市営住宅の建替推進実施により戸数の増加を目指していく。 | | 住宅課 |
| | | | | 市営住宅の入居募集(条件の緩和) | 障害者や高齢者世帯の空き住宅が確保された場合は、毎回、優先入居として募集をしている。 | 障害者や高齢者等に配慮し、対応できる空住宅は、引き続き優先入居として募集する。 | | 住宅課 |
| | | | | 市営住宅のグループホーム化 | 長野市の空いている市営住宅をグループホームとして整備し、活用していく。 | 空いている市民住宅については、引き続きグループホームへの活用を図る。 | | 住宅課 |
| | | | | 住宅相談 | 住宅の新築・増改築・リフォーム・耐震改修・バリアフリー化などに関する技術的な相談を受け付けているが、相談件数が伸びていない。 | 事業をより一層周知し利用者が気軽に相談できるような窓口としてサービスの徹底を図る。 | | 住宅課 |
| | | | | 福祉住宅建設資金融資 | 民間金融機関の住宅建設資金融資の貸付利率が長野市より低いため利用件数が少ない。 | 利用減少のため、存続の是非、高齢者対応等のリフォーム補助制度への転換等について検討。 | | 住宅課 |
| | | | | サービスの充実 | 身近にショートステイの受け入れ先が少ない。急なショートステイの受け入れ先が不足している。夜間の緊急時に対応できる体制が必要である。 | タイムケアの対象者となる条件を緩和すると共に、サービスの周知を図り、より多くの事業所以外のタイムケア介護者を確保する。 医療機関の協力を得て、行政と民間事業所が共同で夜間対応のための(仮)ケアセンターを設置し夜間の緊急時に対応する。 | (新)SS連携事業 | タイムケア対象者の条件緩和に向けた協議を行うと共に、サービス事業所と連携し、サービスの周知を図る。 |
| (新)ナイトケア事業 | 行政と民間事業所が共同で夜間の緊急時対応を行うため、(仮)ケアセンターの設置に向け協議していく。 | 市内の事業所および行政が連携し、当番制で夜間の受け入れを行っている。 | | | | | 障害福祉課 | |
| 家族支援の充実 | 親の加齢に伴い家族中心の介護に限界があり、体力面・経済面等の不安が大きい。解消可能となる相談支援、居宅支援体制が必要であるが、相談窓口などがあまり知られていない。 | ふくしネットによる地域での出前講座を実施する。 障害福祉制度や相談支援体制のチラシなど作成し地域の医院やコンビニ、行政機関などに配布し、情報発信を行う。 福祉施策や相談窓口などについてふくしネットのHPを充実させ情報発信する。 | 長野市障害ふくしネット 健康カレンダー、子育てガイドブックによる情報提供のほか、健康診査・健康教室等で相談が必要と認められる児の保護者に紹介する。 精神保健相談、難病医療・生活相談 | 市と各種障害者団体等が、障害者施設について理解を深めるためにガイドブックを作成した。 媒体を全戸配布するなど幅広く情報を提供できた。健康カレンダー、市HPや特定疾患対象者に対しては個別の郵送等により周知を図り、相談申込者はほぼ予定数に達するなど、情報提供はできている。 | チラシの配布やふくしネットとして出前講座を行い、身近な相談窓口の紹介や障害福祉施策の紹介を行う。 | | 障害福祉課 | |
| | | | | | | | 健康課 | |

| | | | | | | | | |
|------------------|--|---|---|--|---|--|--|--------------|
| 健康づくりの充実 | 障害者の体の機能の維持（機能低下予防）に対する医療的支援が不足している。健康管理など医療機関との連携が不足している。 | 障害者個人の特徴に応じて、医療機関、保健師、作業療法士、理学療法士などと連携し定期的な訓練や健康相談の機会を設ける。 障害者健康診断の対象者を拡大し、医師による訪問健診を新たに実施する。 健康診断のほか、歯科検診を新たに実施する。 | (新)医療ケア連携支援事業 | 障害特性に応じ、医療機関、保健師、作業療法士、理学療法士等と連携し、定期的な訓練及び健康相談を実施する。 | | | | 障害福祉課 健康課 |
| | | | (新)訪問健診事業、訪問デント検診事業 | 国保特定検診の対象にならない18歳以上40歳未満の在宅の重度身体障害者を対象に健康診査を実施しているが、受診率を向上させるため、新たに訪問健診を実施する。また、併せて訪問デント検診事業として歯科検診も新たに実施する。 | 障害者健康診査事業について、受診率の向上を図るため、訪問検診等の導入について検討を進める。 | | | 障害福祉課 |
| | | | 自立支援給付、補装具費 | 利用者の定率1割負担により更生医療費、日常生活用具の支給、補装具の給付を行っている。また、相談にも対応している。 | 外出が困難な者を対象とした訪問による健康診断や歯科検診 | | | 障害福祉課 |
| | | | 福祉医療費給付事業 | 「ながの広報」「ホームページ」での告知や本庁・支所の窓口を使い、市民に制度の周知を図り、充分な活用がされている。 | 制度の趣旨を踏まえ、継続的かつ経済的負担の大きい市民を中心に、ともに支えあい、将来にわたり持続可能なものとします。 | | | 厚生課 |
| | | | 長野市国保特定検診・後期高齢者検診・特定保健指導 | 平成20年度から市町村が実施していた市民健康診査にかわり、保険者がメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施することになった。本市では、長野市国保特定健診と後期高齢者健診を実施している。また、特定健診の一環として人間ドック・脳ドックの補助制度を実施している。なお、特定健診の結果による対象者に生活習慣の改善を図るための特定保健指導を実施している。 | | | | 健康課 |
| | | | 胃がん検診・肺がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診 | 受診機会拡大のため、集団検診のみで実施していた乳がん検診を、平成15年度から医療機関で開始し、近年急増している前立腺がんについての検診を平成17年度から導入した。 | | | | 健康課 |
| | | | 健康教室、栄養・運動指導、骨粗しょう症予防教室等 | 平成20年度は計597回開催し、延べ15,353人が受講した。健康教室、講演会等に参加した者に対してアンケート調査等を行い、実施方法や内容が適切であったかどうかを検討し、その後の改善に努めた。単なる知識の伝達ではなく、自らの健康管理に対する主体的な実践を促した。 | | | | 健康課 |
| | | | 訪問保健指導、個別健康相談 | 平成20年度は延べ865人に対して訪問指導を実施し、計1,092回、延べ14,357人に対して健康相談を実施した。相談等を受けた者の相談内容等を分析し、実施方法等の改善につなげた。 | | | | 健康課 |
| 精神保健相談、難病医療・生活相談 | 医療・保健に関する相談のほか、相談者のニーズにあった情報提供に努めているが、ニーズが多様であるため限界がある。 | | | | 健康課 | | | |

| 1 - 2 | 所得の保障 | | | | | | | |
|------------------------|---|---|-------------------|--|---|------------------------------|-------|---------|
| 所得保障の充実 | 障害者の高齢化に伴い、就労系サービスから生活介護へ移行することにより工賃収入が見込めず、年金収入だけでは充実した生活を送ることが難しい状況になる。 積極的な広報活動等により、障害者に対する年金制度及び各種手当による所得保障について、積極的に周知する必要がある。 | G H、C H入居に対して長野市が家賃の一部補助を行う。持ち家に暮らす障害者に対して固定資産税額の一部を助成する サービス利用者が高齢化しても工賃などの収入に結びつく新たなサービスを事業所が共同して開発する。 障害者の生活水準の向上に応じた年金や手当てが受けられるよう国等へ要望していく。 外出経費や医療費等の各種助成制度の充実を図る。 | (新)G H、C H家賃助成事業 | G H、C H入居に対して長野市が家賃の一部補助を行い、障害者の生活の安定化を図る。 | 施設整備を行う際に補助金を交付し、施設を建設する法人の負担軽減を図っており、補助金は家賃の軽減を図っているものと認識している。 | | | 障害福祉課 |
| | | | (新)持ち家助成事業 | 持ち家に暮らす障害者に対して固定資産税額の一部を助成し、生活の安定化を図る。 | 固定資産税は、資産の所有という事実により負担力を見出して課税するものであり、当該での助成事業の位置付けはなじまない。負担軽減という観点では、減免という制度があるが、あくまでも負担力の低下に応じたものであるべきと考えられる。 持ち家に暮らす障害者に対し一律に助成するのであれば、福祉施策で考えるべきである。 | | | 資産税課 |
| | | | 生活福祉資金貸付制度 | 身障や療育または精神保健福祉手帳所持者に対し、経済的自立や安定した生活に向け資金を貸付している。事業の要件、限度額の設定が時代になじまない点が課題。 | 生活福祉資金貸付制度は、長野県の制度のため、市では内容の変更が出来ないため、障害者の実情を照らして報告していく。 | | | 厚生課（社協） |
| | | | 地域たすけあい事業補助金 | 長野市社会福祉協議会が実施する地域たすけあい事業に対して事業費の補助を行っている（高齢者や障害者で日常生活に支障のある方への家事援助サービス、及び福祉ではバス・タクシー等の公共交通機関の利用が困難な要介護・要支援者、障害者、肢体不自由者の方の通院等を支援する外出支援サービス）。 吾地区社協においてボランティアの協力員を含めて運営を行っており、きめ細かな対応を行っている。 地区数や利用者の増加により、事業費が増加している。 | | | | 高齢者福祉課 |
| | | | 結核・精神給付金 | 国民加入者で自立支援受給者証（精神通院）所持者に、自己負担（窓口負担）を現物給付するもの。 ・財源不足 ・被用者保険加入者にはこのような付加給付がなく、不公平である。 | 国民健康保険制度の改正に合わせて、見直しを行なう。 | | | 国民健康保険課 |
| | | | 障害基礎年金 | 障害基礎年金額は、について 年金額は、物価スライド（物価の伸び率）を勘案し改定されるが、平成13年度と比較して、年々減額になっている。 （13年度）（22年度）（18年度以降は据置） 1級：1,005,300円 990,100円 2級：804,200円 792,100円（月額） | 公的年金制度は国の制度のため、今後の制度の拡充などについての詳細は未定である。 | | | 国民健康保険課 |
| | | | 特別障害給付金 | 特別障害給付金制度は平成17年4月創設された事業 本給付金は、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金を受給していない障害者を対象とした福祉的な措置として支給を行なう。 （17年度）（22年度） 1級：49,850円 50,000円 2級：39,800円 40,000円（月額） | | | | 国民健康保険課 |
| 65歳から障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給 | 平成18年4月から障害基礎年金を受給しながら働いて、厚生年金保険料を納めた場合、65歳以降、障害基礎年金と老齢厚生（退職共済）年金を同時に受けることができるようになった。また、厚生（共済）年金に加入している夫が死亡したとき、障害基礎年金を受給している妻は、障害基礎年金と遺族厚生（共済）年金を同時に受けることができるようになった。 | | | | 国民健康保険課 | | | |
| 成年後見制度活用の促進 | 成年後見制度の利用・活用が進んでいない。 ニーズに応える体制が整備されていない。 | 市社協で行っている事業について積極的に広報、普及活動を行う。 福祉サービス事業者へ制度理解のための研修を実施していく | (新)成年後見支援センター設置事業 | 市社協及び庁内関係各課が連携を図りながら、成年後見支援センター設置に向け協議する。 | 成年後見支援センターを設置、運営し、成年後見制度の周知と制度の活用を図っていく。 判断能力の不十分な者を法的に保護・支援する成年後見制度は、家庭裁判所への申立書類作成や申立費用などを要因として、十分に活用されていないため、相談から後見人受任後の一貫した支援体制を構築し、要援護者の権利擁護を図る目的で、成年後見支援センター設置について検討している。 | 【成年後見支援センター設置・運営 【平成23年度】 | 障害福祉課 | |
| | | | | | | | | 厚生課 |
| | | | | | | | | 高齢者福祉課 |

| 1 - 3 生活の足の確保 | | | | | | | |
|-------------------|--|---|---|-------|--|---------|-------|
| 日常の足の充実 (長期目標) | 中山間部は公共交通手段がない。 高齢者や障害者、免許を持たない者に対する公共交通全体の課題と捉え、公共交通機関維持のためにマイカーの利用を抑制する施策を実施する。 民間企業に対してマイカー通勤を控える日の徹底を呼びかける。 バス、タクシー運転手等が乗客に「優しい」運転業務や運転マナーの習得を促す。 | 福祉タクシー整備事業 | リフト又はスロープ付きタクシー整備を補助することで、市内福祉タクシーが着実に増えた。 市内タクシー事業者への補助が一巡したことから、平成22年度で事業を廃止する予定である。 | | | | 障害福祉課 |
| | | 障害者タクシー利用券交付事業 | 利用時間帯が集中することから、希望通りの利用ができていない状況ではない。 タクシー事業者と連携を図りながら、総合的に移動手段の確保に努める。 | | | 障害福祉課 | |
| | | リフト付きバス運行事業 | 公共交通機関を利用することが困難な重度障害者の移動手段の一助として、障害者の社会参加の促進が図られた。 タクシー事業者、路線バス事業者と連携を図りながら、リフト付きバス、低床バス配置・運行を推進しながら総合的に移動手段の確保に努める。 | | | 障害福祉課 | |
| | | 中山間地域輸送システム | 【事業の内容】 中山間地域において、効率的・効果的な移動手段を確保するため、予約制による乗合タクシーを実施（手井地区、七二会地区、浅川地区、小田切地区、信更地区、信里地区） 【課題】 利用率が1便あたり1.7人前後で推移しており、利用率向上が課題となっている。 より利用しやすくするため、路線・ダイヤを地域のニーズに合わせていくための再編を行う。現在の週3日運行の拡大、地元負担による地区外運行の導入などを検討していく。 | | | 交通政策課 | |
| | | 自転車駐車場管理運営 ノーマイカーデー さわやかエコパーク | 【事業の内容】 鉄道駅へ自転車駐車場を設置し、自転車からの乗り換えによる公共交通機関利用を促している。（現在、34ヶ所・9,576台） 「さわやかふれあい通勤市民運動」を経済団体とともに進めている。 【課題】 収容台数以上の自転車が駐車する駐車場もあるが、増設する適地がない。また、放置自転車が後を絶たず、整理とのいたちこっことなっている。 公共交通利用に対するインセンティブが明確でない。なかなかマイカー通勤の便利さから脱却できない。 自転車駐車場の必要な場所については、整備を進めるとともに、快適な利用環境とするため、屋根等の設置にも努めている。 市民においても選好への意識が高まっているため、CO2の排出抑制による温暖化防止対策の観点からも公共交通機関の利用促進の啓発を進めていく。 | | | 交通政策課 | |
| バス、タクシーの運転手等の資質向上 | については、バス事業者・タクシー事業者が、CSの観点から自社において実施すべき社員教育の範囲であり、市の施策として行うことは適当でないと考えます。 | | | 交通政策課 | | | |
| 移動支援の充実 (短期目標) | 通学、通所のために移動支援のサービスを受けることができない。 特に土日など移動支援サービスの利用希望に対して、事業所が応えられない。 報酬単価が低く事業所の採算が見込めないためサービス体制が整備されない。 | 福祉自動車運行事業 各地区社協の「住民助け合い事業」等との整合性を図る。 | 身体等の手帳所持者に対し福祉自動車の運行を実施。通院やリハビリ等の外出の支援を実施した。利用増加により対応できないニーズもある。 | | | 厚生課（社協） | |
| | | 移動支援事業拡大 各地区社協の「住民助け合い事業」等との整合性を図る。 | | | | 厚生課（社協） | |
| | | 事業所は通所サービス利用促進の助成事業を利用するなどして送迎サービスの充実を図る。 タイムケアのサービス内容を外出支援も対象として、身近な支援者を増やす。 事業所は積極的に福祉有償運送事業を行う。 報酬の単価アップについて検討する。 基礎的な日常生活の中で気楽に利用できるよう短時間(例：半日)利用の場合、利用者の負担なく利用できるよう検討する。長時間(例：宿泊を伴う外出時利用)の場合は、より利用者負担を求めるとの見直しを行う。 | タイムケアを外出支援にも拡大したり、事業所は積極的に福祉有償運送事業を行いニーズに対応する。 冠婚葬祭などの外出は、利用者の負担なく利用できるようにする。長時間の場合(宿泊を伴う外出時利用など)は、より利用者負担を求めるとの見直しを行う。 | | | 障害福祉課 | |

| | | | | | | | | |
|-----------------|--|---|--|--|--|--|-------------|--|
| 第2部 | 社会参加のために | | | | | | | |
| 2 - 1 | 余暇活動の充実 | | | | | | | |
| 活動内容の充実 | 多様な余暇が不足している。余暇の楽しみ方、見つけ方が分からない。障害特性によっては、余暇への意欲が見出せない。行事に限らず外出すると費用がかかり、経済的負担が生じる。 | スポーツやレクリエーションは、健康・体力の維持増進や機能回復、心身のリフレッシュ等、様々な効果があるので、施設整備や環境の充実に努める。各種講座やスポーツ教室、旅行など様々な分野の余暇活動を事業所間で連携して企画し、より多くの障害者が参加できるよう支援する。事業所が連携して企画するほか、障害者の希望などを元に事業所の枠を超えて障害者自身が企画、立案、実施に関わり興味を持てるよう支援する。市内の娯楽施設や飲食店など障害者の利用があった場合に助成を行い、障害者の負担を軽減すると共に、受け入れの促進を図る。 | サービスガイド発行 サービスガイドブックに市有施設の減免対象施設を掲載している。 今後も継続し周知していく。 | サービスガイドブックに市有施設の減免対象施設を掲載している。 今後も継続し周知していく。 | 開催地が長野市なら、餅付けが大変なほどたくさんあるが、他市町村になると大幅に出品数が減ってしまうため、周知方法など改めて対策が必要。 平成23年度から、北信、中信、東信、南信の4地区持ち回り開催となるため、一層の周知、広報活動を強化する。 | 受講者がいつも同じ人だったり、競技種目のマンネリ化が見られるので、講習会の周知及び利用者の拡大に努める。 | 障害福祉課 | |
| | | | ホームページ作成 障害福祉課のホームページの中に市有施設の減免対象施設を掲載している。 今後も継続し周知していく。 | 障害福祉課のホームページの中に市有施設の減免対象施設を掲載している。 今後も継続し周知していく。 | | | 障害福祉課 | |
| | | | 文化交流芸術祭 各種講習会 障害福祉課のホームページの中に市有施設の減免対象施設を掲載している。 今後も継続し周知していく。 | 開催地が長野市なら、餅付けが大変なほどたくさんあるが、他市町村になると大幅に出品数が減ってしまうため、周知方法など改めて対策が必要。 平成23年度から、北信、中信、東信、南信の4地区持ち回り開催となるため、一層の周知、広報活動を強化する。 | 受講者がいつも同じ人だったり、競技種目のマンネリ化が見られるので、講習会の周知及び利用者の拡大に努める。 | | 障害福祉課 | |
| | | | 車いすマラソン・フロアーホッケー ふれあいまつり開催事業 障害福祉課のホームページの中に市有施設の減免対象施設を掲載している。 今後も継続し周知していく。 | 車いすマラソンは全国から多数の選手が参加するなど、一定の周知は既来实现。 障害福祉課のホームページの中に市有施設の減免対象施設を掲載している。 今後も継続し周知していく。 | 受講者がいつも同じ人だったり、競技種目のマンネリ化が見られるので、講習会の周知及び利用者の拡大に努める。 | | 障害福祉課 | |
| | | | 正会員の集い 障害福祉課のホームページの中に市有施設の減免対象施設を掲載している。 今後も継続し周知していく。 | 年1回スポーツ協会会員と意見交流会の場を設け、今後の事業のあり方等について意見交換をする。 今後も継続し周知していく。 | | | 障害福祉課 | |
| | | | 体育施設使用料減免等 障害福祉課のホームページの中に市有施設の減免対象施設を掲載している。 今後も継続し周知していく。 | 平成19年3月1日付け「長野市営体育施設使用料の減免に関する内規」等により本市及び指定管理者による施設は全て免除又は減免を実施している。 当面、現行の内規等によって負担軽減を継続する。 | | | 体育課 | |
| | | | 入館料の減免 障害福祉課のホームページの中に市有施設の減免対象施設を掲載している。 今後も継続し周知していく。 | 障害者と介護者及び引率者に対して入館料を減免し、地域文化の学習や芸術文化の鑑賞機会を支援するもの。 減免措置の周知が利用者間で少しずつ浸透し、障害者団体を中心に利用者が少しずつ増えている。 | | | 博物館 文化財課 | |
| 活動参加支援の充実 | 少ない金銭的負担可能な行事が少ない。余暇に対する関心が持てない。また、利用している施設の行事以外の情報が少なく選択肢に限られる。 | 障害者が中心になって、企画・運営する活動に対して、経費の一部を助成する。事業所間が連携し、携帯端末などで閲覧可能な情報発信を行う。 | (新)余暇活動協同支援推進事業 障害当事者が企画、運営している活動に対し、活動費の一部を助成する。また、余暇に関する情報を事業所間で連携し、当事者に情報発信していく。 | 障害当事者が企画、運営している活動に対し、活動費の一部を助成する。また、余暇に関する情報を事業所間で連携し、当事者に情報発信していく。 | 障害者団体社会活動事業補助金事業を継続していく。 | | 障害福祉課 | |
| 2 - 2 | 地域参加 | | | | | | | |
| 地域の理解促進と地域参加の充実 | 障害者のある人となない人が協同で地域活動を行う推進力が不足している。地域で暮らす場合、地域活動に参加することが重要であるが、障害に対する理解不足から参加をためらう。地域の中で子どもの頃から障害者と触れ合う機会が不足している。 | 障害理解に向け、障害者本人や事業所が地域活動へ積極的に継続して参加する。障害の種類による特徴や対応方法などについて地域内で学習会などを開催し、住民の理解を深める。長野市障害者ネットワークと協同で、小中学校の地域の中で、障害理解のための学習会を行う。 | | | | | 障害福祉課 | |

第4章 教育・育成 -生きる力を育てるために- 【こども部会】

| 部 | 細部 | 現状と課題 (細部に対する、長野市での現状と課題について記載) | 解決するための案 記の「現状と課題」に対する「解決策」として挙げられるものを記載 (左) | 主な事業 | 事業の内容 | 今後の施策の方向性 (10年後の目標) | | 担当課 |
|---------------------|-------------------------|---|--|--|--|--|-------|---------|
| 第1部 保健サービス・子育て支援の充実 | | | | | | | | |
| 1-1 充実 | | | | | | | | |
| 保健所・保健センター・保健師 | ・情報共有 ・資質向上 ・家族支援 | ・情報の共有が出来ないため、保健所すべての保健センターへの対応の質が異なっている。均一な支援サービスが出来るようにしていく必要がある。 ・保健師が障害や福祉サービスに対する知識を習得し、必要な時期に適切な対応と、福祉サービスの情報提供が必要。 ・保健師は相談者の家庭状況も勘案しながら自身にに対し、該当児童は当然ながらその家族についても医療、福祉、教育など必要な専門機関へ適切に連携し出来る資質を養成していく必要がある。 ・個人情報保護条例が共有化を妨害している。 | ・保健所、保健センター同士の横の連携を密にし、情報交換等を行っていく。組織として連携を図れるシステムを構築する。 ・適切な時期にどこに紹介するかを学ぶため、保健所、保健センター内で障害福祉サービスの研修を行う。 ・保健師の資質向上のために、子どもの発達に詳しい保健師の育成を行い、保健所、各保健センターに発達専門保健師を配置する。 ・1歳から月検診の充実。福祉分野の専門家を検診のスタッフとして配置する。(兼子としての療育の専門家が介入することで、相談しやすい関係を作り、保健師も支援チームを組めることが期待できる) ・現在ある早期療育システムに福祉分野の専門家を加える。(療育くおなど) | 課内での研修及び情報共有体制の強化 | 妊産婦・新生児訪問、乳幼児健診、母子専門相談、乳幼児健康教室、発達相談、すくすく広場、あそびの教室、乳幼児発達健診、個別・グループ療育 新 早期療育システムの1部を福祉に業務委託する。 | 新生児訪問については、出生連絡票の未提出、訪問拒否等で訪問にいたらないケースがあり、訪問実施率が目標を下回った。 乳幼児健診については、未受診者にハガキを送るなど受診勧奨を図った結果、受診率が上がった。 障害の早期発見について、実施している事業は、乳幼児及びその保護者に対し支援していく上で大きな役割を果たしている。ただし、年々対象者が増加している中で、専門スタッフの確保が難しくなっている。 | | 健康課 |
| 発達相談員 | | ・市の発達相談員は保健所と保育家庭支援課に在り、業務が多岐にわたっており保護者や園との相談に速やかにかつ十分に対応できない状態である。 | ・常駐の発達相談員を発達支援センター等に設置し、より機能的・有効的に活用できるようにする。 ・部署・分野を超えて活動できるような発達相談員を設置する。 | 発達相談事業 | 入園後、発達が気になる園児の保護者・担任の相談に発達相談員が応じ、必要な園児については、教育・福祉・医療関係者と連携を図り継続した支援体制をとっている。 | 多岐にわたる相談に速やかに対応するため、関係課と連携をとりながら対応する。 | | 保育家庭支援課 |
| 幼稚園・保育園 | | ・障害児の受け入れ体制が整っていない幼稚園、保育園があり、障害がある為に希望の園に入園できないケースがある。 幼稚園、保育園にもコーディネーターを配置し、障害の有無に関係なくその子に適した環境を整えていく必要がある。 | ・市内のすべての幼稚園・保育園にコーディネーターを配置する。 ・市内のすべての幼稚園・保育園で特別な支援が必要な幼児に対しての加配職員を増員する。(人数比ではなくてはあく状態に応じて) ・障害理解を深めるために、園長や保育士対象の研修会を実施する。 ・公立、市立、幼稚園それぞれに障害についての研修会を開催したり、他団体が主催するものに出席しています。 ・保育士の資質向上を図りより専門性を持った保育士が他の保育士の指導・支援にあたる体制を整える。 | 障害児保育事業 | 保育にかける障害の程度が中程度で集団生活が可能な障害児で入園を希望する者を受け入れているが、園ごとの受け入れ人数のバランスが悪い。また、時間外保育を希望する保護者のニーズに十分に対応できていない。 | 受け入れ保育園、幼稚園の拡大を図るとともに、入園先の情報提供や相談に努める。 | | 保育家庭支援課 |
| | | | | 心身障害児親子交流保育事業 | 三輪学園、豊の幼稚園へ通所している児童が、交流保育園(柳町、寺尾、西部保育園)と定期的に交流することで、保育園児と通所児童の交流となるとともに、保育士の障害者への理解を深める機会となっている。 | 他の児童サービス施設との交流も今後検討し、保育園児と通所児童の交流を推進していく。 | | 保育家庭支援課 |
| | | | | 障害児親子交流体験 | 入園とならない障害児を対象として保護者同伴で、受け入れ可能な公立保育園において保育児との交流を行っている。 | 保護者への周知を図り、利用を推進していく。 | | 保育家庭支援課 |
| 母子手帳 | | ・発達に心配のある子も意識して母子手帳の内容を見直す必要がある。 ・母子手帳配布の際に使い方の説明がされないケースがあり、有効利用がされない場合がある。 ・母子手帳記載の子育て、発達の相談窓口は療育などの福祉分野の相談窓口はしていない。 | ・チェック項目の見直し ・配布の際の使い方の説明の徹底。 ・相談受付機関紹介の見直し。 ・検診などでフォローが必要とされたお子さんには別冊のサポートブックを配布する。 | (新)誰もが使いやすい母子手帳 | | | 健康課 | |
| 発達支援センター | | ・子育ての不安に気軽に相談に行ける「身近」で「敷居の低い」場所が必要。医療、福祉などと連携し、発達及び障害に詳しいスタッフを常駐した発達支援センターを設置していく必要がある。 | ・中核になって相談につけてくれる医療機関、医師、支援センター(療育センター)がほしい。 ・診断、判定、契約は不要、なおかつ利用者負担はなし、もしくは軽減の発達相談システムを持つ支援センターの設置 | (新)医療福祉連携事業(補助金システム) 行政は早期療育システムの一部を発達支援センターに業務委託 | 発達総合支援センター(社協事業協会)が設置される場合には支援を行う。 | | 障害福祉課 | |

| 1-2 連携 | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|--|--|---|---|---|--|---------|-----|
| (保健・医療・福祉の連携)・幼稚園・保育園 | | <p>・幼稚園・保育園において、「気になる」段階のお子さんについては市の発達相談員、県の障害児等療育支援事業の相談員（療育コーディネーターなど）、教育相談の教諭など複数の相談機関があるが、それぞれの情報共有や役割分担が明確化されていず、連携のシステムができていない。そのため体系的かつ多方面からの一貫性のある支援ができていない。</p> | <p>・幼稚園・保育園の相談窓口をになう機関の連絡会を設け、情報の共有や各機関の役割分担の明確化を図り、チーム支援体制を作る。</p> <p>・「発達に気になる子」の親や保育士、幼稚園教諭からの相談に、その子の家庭環境も勘案しつつ医療機関や療育機関、行政、教育との連携をコーディネートできる障害児に特化した相談支援従事者の幼稚園、保育園への定期巡回システムの構築。</p> | 相談支援事業 | 障害ふくしネットを活用し障害児者の情報を早期に収集し、相談支援専門員等につなげている。 | 「市内特別支援連携会議」を充実させ、関係者間の連携強化。また、有機的なネットワークの構築、情報の共有化等、連続性のある相談支援体制の構築を図っていく。 | | 障害福祉課 | |
| | | | | 障害者相談支援事業 | 自立支援法施行に伴う3障害一元化により障害福祉サービスの一つとして在宅サービス支援が図られている。 | 「市内特別支援連携会議」を充実させ、関係者間の連携強化。また、有機的なネットワークの構築、情報の共有化等、連続性のある相談支援体制の構築を図っていく。 | | 障害福祉課 | |
| | | | | 特別支援校内連携会議 | 平成17年度から18年度にかけて開催されていた連携会議を平成20年度に再開した。健康課、保育家庭支援課、障害福祉課、学校教育課で情報の共有等に関して検討している。 | 現在も必要に応じてケア会議を開催しているが、更にこの機能を強めて充実させていく予定である。 | | 障害福祉課 | |
| | | | | 需訪問担当者連絡会 | 平成21年度から健康課、発達相談員、特別支援学校教育相談員等需訪問に携わるものの連絡会を実施することで、それぞれの相談機関の特徴を理解して役割分担を図っている。 | 保育園・幼稚園を中心とした、それぞれの相談機関の連携システムの構築を図る。 | | 保育家庭支援課 | |
| | | | | (新)幼稚園・保育園への定期巡回システム(年数回ではなく、1か月ないし2カ月に1度くらい) | どのような職種で何を目的に実施するのかにより、当該だけではなく、他課や他機関との検討が必要になります。 | | | 保健所健康課 | |
| 保健・医療・福祉・教育 | | <p>・乳幼児期の保健と福祉の連携が弱い。そのために積極的な働きかけができなかったり相互に情報の共有ができず該当児童に体系的かつ多方面からの支援ができない。</p> <p>・乳幼児期に本人、家族ともにいかに必要な支援ができるかが大変重要であるが現状では早期に多分野からの支援チームを作る体制が弱い。</p> <p>・初めて出会う支援者が誰であってもきちんと必要な情報が提供され、必要な支援につながるように支援者のスキルアップを図る必要がある。</p> <p>・保健所、保健センターは病院や療育機関につながった児童に対してもその後の経過などの状況把握を。</p> | <p>・本人、家族に対して医療、保健、行政、福祉、教育など多分野から構成される支援チームを早期に作れる早期療育システムの整備。</p> <p>・お互いの機能役割の把握、支援者相互の関係作り。「責任あるつなぎ」への意識強化。</p> <p>・医療や療育機関、福祉サービス事業所と保健所、保健センターの相互の情報共有。</p> <p>・保健福祉サービスの利用状況の把握できるチェックシートを作成する。</p> | (新)子ども課の設置 | | | | | 職員課 |
| | | | | 健康カレンダー、子育てガイドブックによる情報提供のほか、健康診査・健康教室等で相談が必要と認められる児の保護者に紹介する。精神保健相談、難病医療・生活相談 | 媒体を全戸配布するなど幅広く情報を提供できた。健康カレンダー、市HPや特定疾患対象者に対しては個別の郵送等により周知を図り、相談申込者はほぼ予定数に達するなど、情報提供はできている。 | | | | 健康課 |
| 情報提供 | | <p>・転入者、長期入院児などなかなか保健、医療、福祉サービスなどの情報が入りにくい状況の家庭があり、受けられるサービスを受けずにいる人もいる。</p> | <p>・市民にとってわかりやすい相談窓口を再構築する。</p> <p>・広域、市のホームページ等の活用など様々な媒体を使っての積極的な情報発信につとめる。</p> | | | | | | 健康課 |

| 第2部 福祉サービスの充実 | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|---|-------|-------|-------|-------|
| 2-1 充実 | | | | | | | | | |
| 放課後や長期休業等における居場所の確保 | <p>・ニーズがあるのに、現在の事業所だけでは不足。特に重症心身の児童受け入れ事業所が不足している。</p> <p>・福祉輸送はあるが、利用者の負担が大きい。</p> <p>・公共交通機関の利用をすることも、保護者が仕事をしていると練習することができない。</p> <p>・登下校時に、保護者が付き添いをしなければならないが、保護者の負担が大きい。又、そのことによって、児童の自立の機会を逃してしまうことがある。</p> <p>・放課後支援については、事業所として受け入れをたくても場所やスタッフ確保ができない。</p> | <p>・事業量見込を計画して、現行実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、需要の伸びに応じて、提供量の拡大や新規事業導入を促進する。</p> <p>・人材を確保するために関係スタッフの給与の底上げを図る。</p> <p>・様々な障害に対応できるスタッフの育成と看護師などの専門スタッフの配置を進めていく。</p> <p>・長野市障害ふくしネット「施策フォーラム」において、現行実施事業者以外の事業者へ理解を求めていく。</p> <p>・登下校指導、登下校の手段の確保。自立して登校できるようにするために、学校と福祉事業所との協力体制を確立する。</p> <p>・市内事業所へ必要な時、看護師を派遣できる人材センターの機関の設置し、小規模な事業所でも体制がとれるようにバックアップしていく。</p> <p>・学校側の放課後の支援体制（児童館のようなもの）を校内で設置できるよう検討する。</p> <p>・職達学校からの下校に関して、事業所付近へのバス停設置・地域で利用できる場所として、公民館を利用しやすくする。</p> | (新)ショートステイ等新規事業所参入促進事業 | 長期的なショートステイ利用量見込みを行い、サービス提供事業所へ情報提供しながら計画的に提供量の拡大をしていく。併せて、新規にショートステイ事業を提供する事業所に対しても情報提供することで参入の促進をしていく。 | 利用量見込みの算定方法及び提供方法を検討する。算定の結果により提供していく。 | | | 障害福祉課 | |
| | | | (新)障害福祉人材センター設置事業 | | | | | 障害福祉課 | |
| | | | (新)人材派遣補助事業 | | | | | | 障害福祉課 |
| | | | (新)「福祉地域循環バス」設置検討会 ～循環バスモデル事業-モデルバス検証 | | | | | | 交通政策課 |
| | | | 市立公民館の利用 障害者も利用しやすい建物の推進（多目的トイレとエレベーターの設置） | | | | | | 生涯学習課 |
| | | | 障害者（児）施設医療ケア事業 | 医療的ケアが必要な障害児がより身近な事業所で日中支援を受けられようになった。看護師等配置が困難な事業所もあり、ニーズを十分に満たす環境整備ができていない。 | 看護師配置が困難な事業所については、訪問看護師の派遣に対する経費を補助する。 | | | | 障害福祉課 |
| | | | 短期入所行動障害児支援事業 | 強度行動障害がある障害児が短期入所事業を利用できるようになった。 | 今後も継続していく。 | | | | 障害福祉課 |
| | | | (新)長野市障害ふくしネット「施策フォーラム」において、現行実施事業者以外の事業者へ理解を求めめる。 | ショートステイに対する供給量の不足解消、登下校時の手前、人材センターの機関の設置、公民館の有効利用について具体的に提案できるようにしていく。 | ふくしネット「施策フォーラム」において協議、検討していく。結果によって、市へ提言する。 | | | | 障害福祉課 |
| | | | (新)福祉人材センターに看護師の登録をして、必要な時に必要な事業所へ派遣する。 | | | | | | 障害福祉課 |
| | | | 障害児自立サポート事業 | 放課後や休日の一時間かりにより介護者の介護負担軽減を図るとともに、外出サポートや社会適応訓練により自立と社会参加を支援している。 | 支援者の拡大を図りながら、今後も継続していく。 | | | | 障害福祉課 |
| | | | 学校、市学校教育課 | | | | | | 学校教育課 |
| 送迎に関しては、課題が大きい事業所は送迎に力を入れることにより、子どもたちの受入れに、力を入れ取り組んでいく。 | | | | | | 障害福祉課 | | | |
| バス事業所及び市交通政策課 | | | | | | 交通政策課 | | | |
| 市生涯学習課 | 現状把握をしてもらい、一緒に考えてもらい検討していく。 | | | | | 生涯学習課 | | | |
| スタッフの資質向上 | 障害理解のために学習機会が少なく、サービス提供側であっても、理解ができていない場合がある。 | ・障害別講演会を開催し障害に対する正しい理解と支援を学ぶ。その補助制度を設ける。 | (新)障害福祉従事職員育成支援事業（勤務年数別） | | | | 障害福祉課 | | |

| 2-2 | 連携 | | | | | | | |
|----------------------|--|--|------------|--|--|--|--|-------|
| (情報交換及び提供) | | | | | | | | |
| 家族・学校(小・中・高)・サービス事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校とサービス事業所は連携が取りやすい反面、市立小・中学校ではとりにくい。 ・自立サポート利用者やケアプランを立てている児童については、学校でのケア会議に事業所も参加できている場合が多いため、情報交換や連携ができているが、それ以外の場合はできていない。一方で、事業所では、会議に携わる職員が不足や会議出席に対する費用がどこからも出ないことも課題としてある。 ・ケアプランナーが付いているケースやサービス量の上層管理が必要なケースの場合は、事業所間での情報交換及び情報提供が行われている。 ・学校が、福祉サービスについて知らないことが多い。 ・親の会、保護者の勉強会、交流会に積極的に参加する家庭や開業する事業所がある一方で、孤立している家庭があり、福祉サービス等と連携できていない、相談すらできていない家庭がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の学校と事業所との交流会、学習会の開催 ・学校管理職をはじめ、特別支援教育コーディネーター等学校全ての教職員が、他機関との連携の重要性について理解を深めていく。 ・学校自己評価に福祉との連携についての項目を追加する。 ・福祉サイドからの積極的な情報提供をする。 ・人員の確保に対して補助があれば、ケース会議に出席することができると。 ・1歳6か月健診や3歳児健診の時に情報提供 | 庁内特別支援連携会議 | <p>困ったときだけでなく、定期的な情報交換を促む、関係している機関は皆が連携していかないといけないんだという意識を持っているが、連携の仕方がわからなくて、困っているのが実態ではないか。支援会議等に関しては、事業所は全員の面で...仕事で参加をしている。そこも考えていきたい。</p> | | | | 障害福祉課 |
| 医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が医師と連携がとれていない場合は、難しい。 ・医療機関と福祉との情報共有が図られていない。 ・MSW等から福祉サービスについての説明を受けることが少ない。 ・福祉から医療機関へつながることも少ない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サイドから、医療機関へ福祉サービスについての情報提供、情報発信を積極的にやっていく。 ・四医師会との情報交換会等が必要。 | | | | | | 障害福祉課 |
| バス事業者等旅客運送業界 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校からの送迎手段がないために、福祉サービス(自立サポート等)を利用できない子どもたちがいる。 ・事業所によっては民間タクシー会社と委託契約を結び、学校・事業所へ自宅の送迎を行っている所もある。(ただし赤字) | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者がすべての送迎を行うことは困難なため、バス・タクシー事業者等と連携を図っていくことが必要。 ・自立サポート事業に送迎が含まれ、それに対する費用も担保されれば、送迎に関する手段を確保できる可能性がある。 | | | | | | 交通政策課 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する行政機関(保健所健康課、保育家庭支援課、障害福祉課、教育委員会等)の横のつながりが薄い。 ・特別支援連携会議を実施しているが、課題が多い。 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する部署を設置する。 | (新)子ども課の設置 | | | | | 行政管理課 |

| 第3節 教育的支援の充実 | | | | | | | | |
|-------------------------------------|--|---|-------------------------|--|--|--|--|-------|
| 特別支援教育 | 発達障害を含め、障害のある児童生徒へのきめ細かな教育を実現するため「長野市特別支援教育さんさんプラン」により、一人ひとりの「個別的教育支援計画」を作成し、適切な指導と必要な支援を行っています。個別的教育支援計画の作成状況及び、その子の教育的ニーズの確かな把握や具体的な支援体制に学校間格差が生じています。 | 特別支援教育に関する理解を深めるための研修等を積極的に実施し、学校全体で児童生徒の支援に取り組む体制を整備します。長野市特別支援教育研究協力校で実施しています。先進的な取り組みを基に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の実践につながる研修を、一層充実させていきます。 | 特別支援教育研究協力校事業 | 特別支援教育担当者会、コーディネーター連絡会が中心となり、研修会を実施している。また、市教育センターにおいて教職員研修(5講座)を実施している。更に小・中学校において教育課程研究協議会を実施している。 | 全ての市立小・中学校で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行う。 | | | 学校教育課 |
| | | | 長野市教育センター研修講座 | | | | | |
| | | | 長野市特別支援教育支援員研修 | | | | | |
| | | | 長野市特別支援教育コーディネーター連絡会研修会 | | | | | |
| | | | 長野市特別支援教育担任者会研修会 | | | | | |
| | | | 長野市特別支援教育研究協力校 | | | | | |
| | | | 小・中学校における教育課程研究協議会の実施 | | | | | |
| 小・中学校における教職員研修会の実施 | | | | | | | | |
| 障害に応じた教育 (重度重複、身体、知的、発達障害、授業の充実) | 校内支援体制の充実のために、特別支援教育コーディネーターを各小・中学校に1人ずつ配置し、管理職を含む学校内での支援のネットワークを構築している。また各学校で、入り込み指導、取り出し指導等工夫を凝らした支援が広がっています。しかしながら、校内支援体制に学校間格差が生じています。住んでいる地域の学校に特別支援学級がないために、適切な教育を受けることができず、在籍する児童生徒が一人でも、特別支援学級の開設を求めて欲しいという声があります。重度の障害があるために、学校での医療的なケア等が受けられず、また登下校や学校での学習・生活支援が保障されないため、保護者による送迎、導尿・痕の吸引等の負担が大きくなっています。 | 発達障害・不登校の児童生徒の支援について教職員の資質向上を図るため、管理職研修(まず校長のリーダーシップが重要)をはじめとして多くの研修会を開催していくことが必要です。また特別支援教育の授業の充実を図るために長野市特別支援教育研究協力校を中心とした、よりよい実践の発信をしていくことで、長野市全体の特別支援教育の教育力を高めていきます。教職員個人の資質をより効果的に児童生徒に還元するために校内支援体制を、「長野市特別支援教育さんさんプラン」を基本に充実させていきます。 | 特別支援教育コーディネーター配置 | 特別支援教育担当者会、コーディネーター連絡会が中心となり、研修会を実施している。また、市教育センターにおいて教職員研修(5講座)を実施している。更に小・中学校において教育課程研究協議会を実施している。 | 個別の教育支援計画を基にした支援を、全ての市立小・中学校で受けられるようにする。 | | | 学校教育課 |
| | | | 特別支援教育研究協力校事業 | | | | | |
| | | | 長野市教育センター研修講座 | | | | | |
| | | | 長野市特別支援教育支援員研修 | | | | | |
| | | | 長野市特別支援教育コーディネーター連絡会研修会 | | | | | |
| | | | 長野市特別支援教育担任者会研修会 | | | | | |
| | | | 長野市特別支援教育研究協力校 | | | | | |
| | | | 小・中学校における教育課程研究協議会の実施 | | | | | |
| | | | 各小・中学校における教職員研修会の実施 | | | | | |
| | | | (新)学校への看護師の派遣 | | | | | |

| | | | | | | | |
|------------------|---|--|---|---|--|--|---|
| 発達障害と不登校 | <p>発達障害に起因して学校生活等で困っていたり、不登校になってしまっている児童生徒が多くなります。これに対して、保護者からは障害についての知識、理解及び対応についての専門性を持った教職員が少ないという声が多く挙げられており、教職員の支援の質の向上が求められています。</p> <p>発達障害があったり、不登校になっている児童生徒の多くは、勉強がわかれば学校に行きたいと思っていることが多く、また、勉強がわからなくなってしまったために、登校できなくなっている場合もあります。</p> | 不登校対策に、特別支援教育の施 | 不登校対策事業 (不登校対策コーディネーター配置) | 特別支援教育、不登校等に関するコーディネーターを各学校に一人専任で配置する。 | 不登校児童生徒数の半減 | | 学校教育課 |
| 放課後・余暇利用 | <p>障害のある児童の放課後子どもプランの施設での受入れについては、児童及び保護者が施設等の見学、体験入館を行い、施設との話し合いにより、障害のある児童の居場所としてふさわしいかどうかを判断し実施しています。</p> <p>週末や夏休み等に学校施設等を利用したいという声や、福祉事業者から多数出ています。</p> | <p>放課後における障害のある子ども達への支援として放課後子どもプランの充実を図っていきます。</p> <p>例えば障害のある児童を受け入れるため、職員の加配等を検討したり、特別支援学校の寄宿舎等の学校施設の開放については、県教委、市教委と協議をしていきます。</p> <p>また、地域の人材(高齢者等)、福祉の人材を有効に活用し、放課後子どもプランの施設、学校施設等で児童の放課後・余暇支援に当たっていきます。</p> <p>特に地域で子どもを育てていくために、指導員のほかボランティア的な人材(保護者、シルバー人材センター)を活用していきます。</p> | 放課後子どもプランの充実 | 平成20年2月に「長野市版放課後子どもプラン」を策定。同年4月に生涯学習課内に放課後子どもプラン推進室を設置し、市立小学校児童の放課後対策事業を推進している。新たな児童館は建設せずに、既存の施設及び学校施設を活用して放課後の居場所を提供するもの。 <p>希望する障害者本人・保護者に、施設等を見学、体験入館してもらい、双方の話し合いにより、その施設が本人の居場所としてふさわしいかどうか判断している。</p> | | | 生涯学習課 |
| 学校の施設充実 | <p>就学時、進級時に障害のある児童生徒の支援に必要な施設・設備の改修及び備品の配備を実施しています。</p> <p>学校施設のバリアフリー化については、新増改築の際や児童生徒の在籍状況に応じた緊急性の高い改修から優先的に取り組んでいます。</p> | <p>学校施設のバリアフリー化を長野市の施策の最優先課題として取り組んでいきます。</p> <p>学校施設の増改築の際には、ユニバーサルデザインの観点から計画及び設計を行っています。既存施設のバリアフリー化については、現在最優先課題として取り組んでいる、学校施設の耐震化や質的整備等と併せて総合的に検討し、整備に努めていきます。</p> | <p>学校施設整備</p> <p>小中学校新増改築事業</p> <p>小中学校大規模改築事業</p> <p>小中学校耐震補強事業</p> <p>整備依頼のあった施設への助言</p> <p>新設特別支援学級施設整備</p> | <p>就学時、進級時に障害のある児童生徒の支援に必要な施設・設備の改修を行っている。</p> <p>学校施設は、障害の有無に関わらず子どもたちの活動に支障なく、安全に安心して利用することができればならず、また、学校開放や災害時の避難場所としての利用において、障害者を含む多様な地域住民の利用が想定されることから、施設のバリアフリー化は重要な課題と認識している。現状は、新増改築の際や児童生徒の在籍状況に応じた緊急性の高い改修を優先に取り組んでいる。</p> <p>就学時に障害のある児童生徒の支援に必要な施設整備を行っている。</p> | 引き続き、就学時、進級時に障害のある児童生徒の支援に必要な施設・設備の改修に努める。 | 引き続き、学校施設の増改築の際には、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計を行っていく。既存施設のバリアフリー化については、施設の質的整備等と併せて総合的に検討し、整備に努める。 | 教育委員会総務課 教育委員会総務課 教育委員会総務課 建築課 教育委員会総務課 |
| それぞれのライフステージのつなぎ | <p>小1プロブレム、中1ギャップと言われているように、新たなステージに進学した児童生徒にとっては、不安・負担が大きく、それによって不登校等に陥ってしまうことがあります。また、保護者からはこれまでの支援が途切れてしまうといった不満の声も多く寄せられています。</p> <p>学校関係者の中では、中学校から高校への情報提供が少なく、欲しい情報が伝わっていないという声もあります。</p> <p>長野市においては特別支援庁内連携会議を実施し、健康課、保育家庭支援課、障害福祉課、学校教育課で情報の共有等について検討していますが、個人情報取扱いについて課題が大きいのが現状です。幼保小連絡会、小中連絡会を各学校区において実施し、特別な支援を必要とする未入学生生支援体制が途切れないう、連携を図っています。</p> | <p>保健、福祉、教育が一体となった、市民にわかりやすい相談支援体制、幼稚園・保育園、小・中、高と情報を共有できる組織・体制が必要です。</p> <p>例えば、「こども課」のような部局を超えた組織を構築することも検討する必要があります。</p> <p>各学校に専任のコーディネーターの配置を検討する必要があります。コーディネーターの専任化については長野県教育委員会へ働きかけを行います。</p> <p>プレ支援シート等(個別支援手帳、個別の支援計画)情報提供ツールを有効に活用し、保護者と支援する側が協力し合い、次のライフステージへつなげていく必要があります。</p> | <p>長野市特別支援庁内連携会議</p> <p>幼保小連絡会</p> <p>小中連絡会</p> <p>長野市特別支援教育コーディネーター連絡会</p> <p>長野市心身障害児就学指導委員会</p> <p>各課の相談支援事業(新)「子ども課(仮称)」の設置</p> <p>(新)専任のコーディネーター配置</p> | <p>特別支援庁内連絡会議を立ち上げたことにより、一貫した支援を実施できる。</p> <p>就学にあたり、該当幼稚園・保育園・小学校間で「幼保小連絡会」を設けて情報交換を行う。また、就学後も適宜情報交換を実施している。</p> <p>中学校進学にあたり、各小中学校間で「小中連絡会」を設けて情報交換を行い、進学後も適宜情報交換を実施している。</p> <p>特別支援教育担当者会、コーディネーター連絡会が中心となり、研修会を実施している。また、市教育センターにおいて教職員研修(5講座)を実施している。更に小・中学校において教育課程研究協議会を実施している。</p> <p>幼稚園、保育園、児童福祉施設、小・中学校等の関係者に教育相談室から就学相談の説明を行い、各施設・学校等で保護者との相談時に説明を行っている。就学相談の申し込み時に、児童・生徒の在籍校及び教育相談室において保護者の意向を確認している。</p> | 引き続き、就学時に障害のある児童生徒の支援に必要な施設整備に努める。 | 連絡会の中に、市の担当各課や相談支援専門員、必要に応じて医業・保健分野も参加し、専門分野間で支援を行っている。 | 健康課 保育家庭支援課 学校教育課 職員課 職員課 |

| | | | | | | | | |
|------------------|--|---|-------------------------|---|---|-------------|---------|-------------|
| 福祉・保健・医療・教育とのつなぎ | 保健と医療との連携は、乳幼児健診を通してできていますが、その他についてはまだ連携が不十分です。そのような中でも、障害者相談支援専門員が各小・中学校を訪問し、学校（教育）と相談支援専門員（福祉）とのネットワークが構築されつつあります。障害者相談支援専門員による学校訪問だけでなく、小・中学校の教職員に長野市障害ふくしネットこども部会への参加を呼びかけ、こども部会へ参加することにより、福祉と教育の連携が深まりつつあります。 保健と教育との連携については、保健所健康課から小学校へ療育支援の情報提供書が送付されていますが、まだ十分に活用されているとは言えません。各学校で、医師との連携が必要なケースについては、保護者を通じて医師からの情報提供を受けています。緊急を要する場合には、学校から直接医師と長野市教育委員会の共催による「こどもの心事例検討会」を開催し、関係者との連携に努めています。 | 学校内だけで解決しようとするに、学校外の様々な人的資源（福祉、保健、医療）を活用する必要があります。長野市では医療関係者の雇用または人材バンク等を構築し、専門家チームを立ち上げ、部局を超えた教育的課題等の解決を図る必要があります。小児科医師と学校関係者、福祉関係者との定期的な連絡会・検討会等の定期的な開催を提案していきます。医療との連携については、長野市だけでは話を進めることができないため、医師会等に協力を求めていく必要があります。長野市障害ふくしネットこども部会への参加を各小・中学校へ引き続き呼びかけいきます。 | 長野市特別支援庁内連携会議 | 特別支援庁内連絡会議を立ち上げたことにより、一貫した支援を実施できる。 | | | 健康課 | |
| | | | 長野市特別支援教育コーディネーター連絡会 | 保育園・幼稚園において特別支援コーディネーターの配置はまだありません。平成22年度から教育センターのコーディネーター研修の周知をしたところです。（6園出席） | | | 保育家庭支援課 | |
| | | | 長野市障害ふくしネット こども部会 | 市立小・中学校の特別支援教育コーディネーターが一堂に会する連絡会及び特別支援教育等に関わる相談員の合同研修会を開催している。また、小・中学校教職員にふくしネットこども部会への参加を呼びかけている。市立小・中学校6校で支援体制の整備と指導・支援内容等の検討について研究を実施している。 | 連携や人材バンク等については、関係する機関と協議をしていかなければならないため、庁内連携会議や福祉ネットし施策フォーラム等を中心に検討をしていきます。 | | | 障害福祉課 |
| | | | (新) 医療関係者の雇用または人材バンクの構築 | 部局を超えて教育的課題等を解決するため、学校教育課や障害福祉課、健康課などの関係する所属の連携が不可欠であり、事業目的に沿った所属の意見を聴取してください。職員課は、事業の担当課になれないと考えます。担当課＝医療関係者を雇用した場合に所属する課・人材バンクの事務を行う課 求めている医療関係者は、臨床又は現場を離れてしまっているのか、それよりも医師会の協力を得て、経験のある現場の医師がベターではないか。 | 部局を超えて教育的課題等を解決するため、学校教育課や障害福祉課、健康課などの関係する所属の連携が不可欠であり、事業目的に沿った所属の意見を聴取してください。職員課は、事業の担当課になれないと考えます。担当課＝医療関係者を雇用した場合に所属する課・人材バンクの事務を行う課 求めている医療関係者は、臨床又は現場を離れてしまっているのか、それよりも医師会の協力を得て、経験のある現場の医師がベターではないか。 | | | 職員課 |
| 教育 | ・就学前からの早期の相談機能が必要 ・教育・医療・福祉が同じ場で、連携して支援してくれる仕組みが必要 ・親として、学校へ行くのと病院へ行くのでは、精神的な負担度が違う。学校で気軽に相談に乗ってもらえる仕組みがほしい。 ・発達障害などの対応、支援、指導が遅れがちではないか。 ・グレーゾーンの子どもたちや不登校の子どもたちに対し、早期から継続的に支援が必要。 ・グレーゾーンの子どもたちは、学校卒業後の進路に難しさがある。 ・4年間普通学校に通ったが、「そろそろ」と養護学校をすすめるれ、地域から離れた。 ・小学校に特別支援学級がないため地域の学校に通えないし、 ・視覚障害者の教科書や副教材の点訳を保障してほしい。 | ・学校の中に早期支援センターを設置する。長野ろう学校の中に建設を予定している「早期支援センター」のプランにも広い立場で声を寄せていくことが必要。 ・発達障害など「要配慮児の理解と対応」の研修を充実していく必要がある。 ・キャリア教育の取り組みを小学校1年生から進めていくように教育課程を考えるべき。 ・インクルーシブな社会をめざす人権条例」という視点で障害がある人もない人もともに暮らしやすくするための教育実践を進めていく。このような方向付けが必要になっている。 ・長野地域全体（小・中・高校・特別支援学校全て）で特別支援教育を進めていくビジョン作りが必要。 ・本人もしくは家族の希望で、普通学校か特別支援学校かを、決められるようにする。また、普通学校を選択した場合、個別のケースに応じたハード面、ソフト面の整備を行政の責任において実施する。(教科書、建物、通学方法、教員の加配等々) | ・早期支援センター設置事業 | ・福祉、医療との積極的な取り組みを行政においても、関係機関においても積極的に協議する ・「要配慮児の理解と対応」研修の充実 | | | 学校教育課 | |
| | | | (新)子どもコミュニケーション支援事業 | ・障害特性に応じた教育を行うためのコミュニケーション手段の確保、教材の配慮 | ・長野地域全体（小・中・高校・特別支援学校全て）で特別支援教育推進ビジョン ・養護学校入学時には、権学籍をみとめるシステムを構築する ・社会福祉法人が発達支援センターを開設する場合は、積極的に支援を行う。 | | | 障害福祉課 |
| | | | (新)ともにも学ぶ学校作り検討委員会の設置 | ・障害のある子どもとない子どもが一緒に学習できる学校作りについて関連機関が連携して検討していく。 | 現状でも拡大教科書等教材への配慮はされている。内容的に学校教育課 | | | 障害福祉課 学校教育課 |
| | | | | | | | | 学校教育課 |
| | | | | | | | | 保健所健康課 |
| | | | | | | 障害福祉課 学校教育課 | | |

第5章 就労 - 積極的に活動するために -

| 部 | 細部 | 現状と課題 (細部に対する、長野市での現状と課題について記載) | 解決するための案 (左記の「現状と課題」に対する「解決策」として挙げられるものを記載) | 主な事業 | 事業の内容 | 今後の改善の方向性 (10年後の目標) | | 担当課 |
|--------------|-------------|---|--|----------------------------|---|--|-------|-------|
| 第1部 | 雇用機会の拡大に向けて | | | | | | | |
| 相談 | | <ul style="list-style-type: none"> 関係機関のネットワークが不足している。 障害者の就職についての相談窓口が分からない。 | <ul style="list-style-type: none"> 市に就労相談員専門員を配置する。(就労パートナー) 現在長野圏域 障害者就業・生活支援センターに常時相談業務に専念できる相談支援専門員を増員し、相談窓口の強化を図る。 | 長野市障害ふくしネット | 市と各種障害者団体等が、障害者雇用と社会参加の促進を図るためにセミナー、機関紙・ガイドブックの発行を行っている。また、長野市障害ふくしネットしごと 部会を開催することにより、就労関係機関とのネットワーク化を図っている。 | 長野市障害ふくしネットしごと 部会を開催することにより、就労関係機関とのネットワーク化やシステム化を目指す。 | | 障害福祉課 |
| | | | | 長野市職業相談室での相談事業 | 長野市民を対象に職業相談、キャリアカウンセリング、ハローワークの求人情報の提供をしており、相談業務の中から必要に応じて適切な窓口を紹介する。 | 今後も長野市職業相談室での相談業務の中から必要に応じて、長野圏域障害者就業・生活支援センター、長野障害者職業センター、ハローワーク等の専門機関を紹介する。 | | 産業政策課 |
| | | | | 長野市職業相談室での相談事業 | 長野市職業相談室での相談業務の中で障害者からの相談がある場合、同じフロアにある長野圏域障害者就業・生活支援センターの就業支援ワーカーについて専門的支援を依頼する。(長野圏域障害者就業・生活支援センターは、療の委託を受けて民間事業者が行っているものであり、市が専門員を配置するものではない。) | 長野圏域障害者就業・生活支援センター、長野障害者職業センター、ハローワーク等、適切な専門機関を適切に紹介する。 | | 産業政策課 |
| 実習 | | <ul style="list-style-type: none"> 実習する場所が不足している。 障害者の適正を考えた実習が行われていない。 実習が雇用につながる企業に不足している。 学校から社会への移行がスムーズに行われていない。 | <ul style="list-style-type: none"> 実習の場の共有が必要。 市有施設での実習依頼ができれば実習の場が広がる。 ネットワークを利用した受入れ先の情報公開。 ハローワークを通じての雇用前提の実習の実施。 | (新)障害者インターンシップ事業 | 長野市で障害者のインターンシップを受け入れる。障害者の実習窓口となる。 | 障害者の障害特性に応じた実習先(課)を選定し、毎年実施を目指す。 | | 障害福祉課 |
| | | | | 長野市職業相談総合窓口での相談事業 | もんげんがら座4階にある長野市若年者相談の利用者のうち、相談の中で必要と認められる場合は、同じフロアに設置されている長野圏域障害者就業・生活支援センターを紹介している。 | 現状と課題に対応していないため削除 | | 産業政策課 |
| | | | | 長野市障害ふくしネットしごと 部会 | 長野市障害ふくしネットしごと 部会の中で、実習先の協力企業を探し、実習先リストを作成し情報共有する。 | | 障害福祉課 | |
| 就労確保 | | <ul style="list-style-type: none"> 就労先と同時に生活の場の確保が必要である。 企業からの求人と求職者が希望する職種とのマッチングが困難である。 | <ul style="list-style-type: none"> 長野市障害ふくしネットしごと部会 でハローワーク主導のもと就労先の情報交換をしていく必要がある。 職場開拓の専門員を設置し、支援者団体へ派遣する。 市職員について計画的に障害者の雇用を促進する。 | (新)障害者インターンシップ事業 | 長野市で障害者のインターンシップを受け入れ、障害者の雇用の窓口となる。 | 関係課と協議を進めていく。 | | 障害福祉課 |
| | | | | 長野市障害ふくしネットしごと 部会 | 長野市障害ふくしネットしごと 部会の中で、ハローワーク主導のもとに就労先の情報交換をして、関係機関とのネットワーク化を図る。 | ハローワーク等関係機関とのネットワーク構築を推進していく。 | | 障害福祉課 |
| | | | | 職員採用 | 非常勤職員を含む職員採用の中で身体障害者を対象とする職員採用選考の実施などにより、障害者の採用及び雇用の継続に取り組みであり、法定雇用率を充足している。 | 今後も法定雇用率を上回るよう努める。 | | 職員課 |
| SST (生活技能訓練) | | <ul style="list-style-type: none"> 発達障害の方の中には、本人、保護者の障害に対する理解や受け入れが不十分で、二次障害を併発したり、誤解により力を十分発揮できず、対人関係にトラブルを抱えているケースが多い。 SSに關して、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センター等での取り組みはあるが、まだ不十分である。 障害者自身が自立を前提とした精神的努力が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> 早い時期から、本人にあった方法で、社会のルールやマナー自立を学べるような機会を設定する。 就労という観点からと、各事業所の役割等をまとめて、見直しをもって支援できるような体制作りをしていくことが必要。 教職員等の知識の向上も必要である。 | (新)プレジョブ事業 (小・中学校での職場体験) | 働くことを実感し、意識を向けていくため、小学生の頃から職場体験を行っている。 | | | 学校教育課 |
| | | | | 保護者への相談会及び研修 | 長野市障害ふくしネットしごと 部会において、保護者を対象にした研修会、勉強会及び相談会を実施し、就労に向けた保護者の知識の向上及びネットワークを構築する。 | 長野市障害ふくしネットしごと 部会において、保護者を対象にした研修会、勉強会及び相談会を実施し、就労に向けた保護者の知識の向上及びネットワークを構築する。 | | 障害福祉課 |
| | | | | (新)職場定着支援員の配置・加算事業 | 就労移行事業所等に、職場定着支援員をおき、定着支援を行った場合、その実績に応じて加算をつける。 | 当該の検討課題として検討していく。 | | 障害福祉課 |
| 企業への啓発 | | <ul style="list-style-type: none"> 企業の方の障害者への理解が足りない 雇用企業の開拓の難しさ、資金・職員不足 通勤方法がない、住事先の立地条件 人事担当者が変わると心配 資金が低くおさえられてしまう 就労していることを条件に障害年金の受給が出来ない障害者が増えている 障害者特で就職しても昇給が無い 精神障害というだけで面接を拒否された 精神障害者を雇用していても手話通訳をつけずに説明や十分な確認も | <ul style="list-style-type: none"> 事業所の販売でアピール、販路先、利用した職場の開拓。 表彰状などを出す。イメージアップ、制度の充実 中小・零細企業への優遇措置 障害者雇用についての説明会の開催(障害者雇用の事例・障害者雇用の制度等) 障害者の差をなくすよう働きかける 障害者対象の就職相談会を開催されていることを、さらに一般市民に知ってもらう(マスメディア等を通じて) 企業への障害者理解の促進を促す。 通勤の際のヘルパーの利用を認める。 専任支援者や介助者の配置に対する無期限の助成 | (新)障害者雇用啓発促進事業 | | 当該の検討課題として検討していく。 | | 障害福祉課 |
| | | | | (新)障害理解促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> 企業を対象とした通勤支援、コミュニケーション支援、ジョブコーチなど職場における各種の支援のあり方について研修促進 雇用率だけでなく、障害者理解や、配慮なども含めて、障害者小世帯に理解のある企業を長野市として表彰する。 | 国が設置した長野障害者職業センターではジョブコーチを配置し、障害者雇用を支援している。障害者雇用率に関しては、事業主がハローワークへ「障害者雇用状況報告書」を提出することになっており、市レベルでは、各事業所の障害者の雇用状況を把握すること及び指導していくことは困難である。 | | 産業政策課 |
| | | | | (新)障害者雇用サポートセンターの設立 | <ul style="list-style-type: none"> 長野市の企業を支援する。例えば「雇用サポートセンター」のような企業側にとって、就労支援機関や就職希望の本人との間になるような専門員がいると良い。 | 既に長野障害者職業センターには、企業側からの障害者の雇い入れや雇用管理についての相談や就職を目指す障害者側からの相談を受ける障害者職業力カウンセラーが配置されており、就労支援機関に対する助言・援助等の業務も行っている。障害者の雇用をサポートするし施設には専門的な知識・経験を持つ者を配置する必要があり、長野市としては設立を考えていない。 | | 産業政策課 |
| 雇用の開拓 | | <ul style="list-style-type: none"> 企業向けの相談窓口が複数あり、わかりにくい | <ul style="list-style-type: none"> 各業種における、障害者にできる仕事、向いている仕事の提案 | (新)障害者雇用サポートセンターの設立 (企業向け) | 企業側で支援する中で、企業間のネットワーク作りも担っていく | | | 産業政策課 |
| | | | | (新)特例子会社の誘致 | 新たな工業団地を計画し、特例子会社を積極的に誘致する。 | 関係課と協議を進めていく。 | | 障害福祉課 |
| | | | | 関係機関との連携 | 市では、職業紹介を行っていないため、関係機関と連携し、ハローワーク等の適切な専門機関を紹介する。 | 当該では、障害者雇用を進める企業との接点がないため、アンケート調査や障害者雇用企業ガイドブックの作成は困難であるが、社団法人長野県雇用開発協会や県障害者支援課で障害者雇用の好事例をまとめ公表している。 | | 産業政策課 |

| | | | | | | | | | |
|--------------------|--|---|------------------|---|--|--|--|-------|-------|
| | | ・行政は毎年の雇用人数の目標値を設定して積極的な障害者雇用を率先して取り組んでいく | (新)障害者職員雇用促進事業 | 非常勤職員を含む職員採用の中で身体障害者を対象とする職員採用選考の実施などにより、障害者の採用及び雇用の継続に取り組んでおり、法定雇用率を充足している。（「職員採用」と同様） 信州大学教育学部付属特別支援学校からの希望により、知的障害者のインターンシップを実施し、就労に結び付けていく。そのためには、行政内の連携を検討し、実習の受入れ体制を整備する必要がある。 | 今後も法定雇用率を上回るよう努める。 | | | 職員課 | |
| 就労の場の環境整備 | | トップへの啓発と同時に、現場の方々に理解していただく方法も伝えていく。 ・通所施設に通う際に補助が出る通園奨励費のように、就職した方にも通勤費を補助する。 ・ハートタクシーのように、毎日会社と自宅の決まったルートであれば、タクシー送迎を割安としたり、タクシー料金を市で一部補助するなど免許のない人も就職しやすい環境をつくる。 ・業務遂行援助者の配置助成金制度を市独自で助成金を増やしたり、助成期限を無制限にするなど制度の充実を図るなかで、障害の重い方の就職がより実現していく。援助者が常時必要な障害のある方も就職できる可能性が広がっていく。 | 特定求職者常用雇用促進奨励金制度 | 特定求職者（若年者、母子家庭の母、障害者等）の常用雇用の促進を図るため、国のトライアル雇用事業により試行的に雇用した労働者を12ヶ月以上常用雇用した場合、事業主に奨励金を交付しているが、平成18年度以降は障害者雇用に対する交付実績がない。 | 国が進める障害者試行雇用（トライアル雇用）事業等、事業主への支援制度の周知を行うとともに、特定求職者常用雇用促進奨励金制度の利用促進を図る。 | | | 産業政策課 | |
| | | | (新)事業主支援事業 | ・業務遂行援助者の配置助成金制度を市独自で助成金を増やしたり、助成期限を無制限にするなど制度の充実を図るなかで、障害の重い方の就職がより実現していく。援助者が常時必要な障害のある方も就職できる可能性が広がっていく。 | | | | 産業政策課 | |
| | | | (新)交通手段対策事業 | ハートタクシーのように、毎日会社と自宅の決まったルートであれば、タクシー送迎を割安としたり、タクシー料金を市で一部補助するなど | | | | 交通政策課 | |
| 制度の充実 (雇用主に対して) | | ・担当の方が変わっても働き続ける ・助成金制度等、どの程度浸透しているのか ・業務遂行援助者への助成金の額が少なく、企業の認知度も低い | 障害者の雇用促進に関する情報提供 | 障害者の雇用促進に関する各種支援制度の情報を収集し、提供する。 | 障害者を雇用する際に事業所が受けられる支援や事業所のメリットについて情報収集し、市ホームページ等を通じて提供できるようにする。 | | | 産業政策課 | |
| ジョブコーチ | | ・知名度が高い。 ・障害者雇用・ジョブコーチの活用=仕事の定着と考えがちだが、ジョブコーチの人数的にも時間的にも、すべての障害者に対する70-70%は不可能。雇用された障害者に対するネットワークによる支援を大切にしながら個々の企業の底上げを図っていくことで、障害者が安心して働ける様な環境（人的・設備的）にしていく必要がある。 | | | | | | 障害福祉課 | |
| 障害者の理解 | | ・企業研修。 ・各地域の啓発。 | (新)就労支援員育成事業 | | | | | | 障害福祉課 |
| 企業へのアプローチ | | ・市や県の窓口、法人が単独で何かをするのでなく、横でも縦でも連携をしていかねばならないが、現状では無いといっで良い。 ・県の社会部（今は違う）、商工労働部、市の保健福祉部、産業振興部、労働局、商工会議所等が同じ方向を見て障害者の雇用に関する支援をしていく必要性を感じる。 | | | | | | | 障害福祉課 |

第5章 就労 ～積極的に活動するために～

| 部 | 編 | 現状と課題 (細部に対する、長野市での現状と課題について記載) | 解決するための案 記の「現状と課題」に対する「解決策」として挙げられるものを記載 | 主な事業 | 事業の内容 | 今後の施策の方向性 (10年後の目標) | | 担当課 | |
|---------|---------|---|---|---|---|---|--|---------|-------|
| 第2部 | 日中活動の充実 | | | | | | | | |
| 2-1 | 日中活動 | | | | | | | | |
| 活動の場の確保 | | <ul style="list-style-type: none"> 長野市内の日中活動の場は年々増えてきている 制度の狭間にある方に日中活動の場が提供しにくい現状がある | <ul style="list-style-type: none"> 自分に合った日中活動の場を選択できるよう、各事業所ごとの特徴(アピールポイント)などを利用者へ細やかに情報提供できるようにする 各支援機関(相談支援事業所、日中活動を提供する事業所等)同士が連携を密にとりながら、利用者が適切な日中活動の場を利用できるよう努める。 | 障害者福祉センター管理運営 | 管理運営を指定管理者に委託し、障害者に必要な各種講座、訓練事業を行い、障害者の社会参加を促進しているが、対象者が固定化している。 | 障害者や支援者が必要とする新たな講座を開拓するなど、社会情勢や環境の変化に対応した講座の開催を進めるとともに、参加者の固定化を解消していく。 | | 障害福祉課 | |
| | | | | 地域交流施設の開放 | 市北部には、長野市障害者総合施設いつわ苑。市南部には、長野市障害者施設ハーモニー棟の郷があり、それぞれの地域の障害者が身近に利用できるほか、中学校や他の障害者施設に併設しており、地域交流をとおした障害者理解も促進している。市北部には、長野市障害者総合施設いつわ苑が同様の役割を果たしている。 | 在宅の障害のある人が住み慣れた地域で自立して、健康的で安定した生活が送れるよう社会参加に向けた支援を継続し、地域社会との交流を図りながら日中活動の場を提供していく。 | | | |
| | | | | 長野市障害ふくしネット 通所施設ガイドブック作成事業 | <ul style="list-style-type: none"> 通所施設の詳細な情報が分かる冊子を作成する 利用者のニーズを把握し、各施設の特色に合った活動メニューの提供ができるようにする | 通所施設説明会や事業所見学会を企画し、情報提供を行う。 | | | |
| | | | | 長野市障害ふくしネット 通所施設説明会事業 | <ul style="list-style-type: none"> 通所施設説明会の開催(しごと部会) 説明会を通じて事業所のPRを行うことで、活動場所の選択肢がより広がるように努める | 地域の実状に合わせて、バランスの取れた日中活動先の配置がされるように検討する | | | |
| 活動内容の充実 | | <ul style="list-style-type: none"> 現在、日中活動先へ通所できていない方を含めて、利用者一人ひとりの障害特性に合った活動内容を提供していく必要がある | <ul style="list-style-type: none"> 障害のある方々への日中活動の場に対する要望を調査研究する(相談支援事業による課題分析、アンケート調査等) 連携により、各事業所で障害特性を考慮したバリエーション豊かな活動内容を実施できるよう、各事業所に対して助言等の働きかけを行う サービス管理責任者等が、適切なサービスを提供できているのか徹底して事業の見直し等を行うように努める 施設スタッフ対象の研修会等を開催する 地域でイベントを開催している人や団体へ働きかけたり、地域の人材バンクを利用するなど、民間資源の活用を通じて活動内容の幅を広げる ケアプラン作成事業や相談支援事業から把握した課題を抽出し、活動内容の充実に反映させていく。また、必要に応じてボランティア講座等を開催していく。 | (新)アンケート調査事業 | 相談支援事業による課題分析やアンケート調査を行う事により、現在利用している日中活動の場の検討及び、ニーズとのマッチングを図る | 障害特性に合った支援の提供及びプログラムの開発に努める。 | | 障害福祉課 | |
| | | | | 長野市障害ふくしネット | 障害ふくしネット等で、施設スタッフ向けの学習会・研修会を開催し、日中活動内容のより充実を図る | 課題分析や外部評価等を活用し、ニーズに合わせた活動内容を実施できるようにする。 | | 障害福祉課 | |
| | | | | 出前講座の活用 | | | | | 障害福祉課 |
| | | | | 住民自治協議会や公民館活動等との連携 | | | | 生涯学習課 | |
| | | | | 2-2 | 移動・送迎 | | | | |
| 送迎 | | <ul style="list-style-type: none"> 山間地に住んでいるため公共交通網が便えず通所できないなど、交通弱者への支援を充実していく必要がある 送迎にかかる費用が大きく利用者の負担になっている場合がある 送迎を家族で行う場合、家族の負担が大きい。家族の送迎ができなくなると通所できなくなる利用者もいる 障害によっては事業所での送迎が難しく、対応できない場合もある。 送迎時に車いす利用者が多い場合、ランニングコストなどの事業所負担が大きい | <ul style="list-style-type: none"> 施設間でのドライバーシェアなど、施設を越えた枠での送迎サービスの効率化を図る。 移動や送迎について、負担軽減を図るため委託方式や特別料金の設定などが可能か、タクシー会社と検討を行う。 市の施策の総合的な見直し(送迎に係る補助金制度等) | 地域福祉車自動車 | | <ul style="list-style-type: none"> 送迎に関する既存の枠を超えて、関係各課や交通業者等と連携を図りながら、総合的な移動手段の確保に努める | | 厚生課(社協) | |
| | | | | おでかけバスポートの対象者拡大事業 | <ul style="list-style-type: none"> 山間地にある施設への送迎方法を検討、確保する。 移動手段確保のために、住民自治協議会と協働する。 送迎を行う事業所へ行政から補助 福祉車両利用対象範囲の拡大の検討 各事業所又は法人の中で送迎手段の確保について検討してもらう | | | 高齢者福祉課 | |
| | | | | (新)おでかけタクシー運行事業 | <ul style="list-style-type: none"> おでかけバスポートの対象者枠を広げるなど、通所時に利用しやすい体制を作る。また、その際のコス等も工夫する。 市役所関係各課や関係機関等による山間地送迎等についての調査・検討 | <ul style="list-style-type: none"> 送迎に関する既存の枠を超えて、関係各課や交通業者等と連携を図りながら、総合的な移動手段の確保に努める | | 障害福祉課 | |
| | | | | (新)山間地関係各課等送迎検討会 市バス 循環バス 空白型乗合タクシー 中山間地域輸送システム 廃止路線代替バス | <ul style="list-style-type: none"> 住民の移動手段を確保し、地域拠点・生活拠点での回避性向上により日常生活の利便性を高める。 【課題】 市内には交通空白地域・不便地域が存在しているとともに、利用者減少に伴い、民間事業者の努力だけでは公共交通の存続が困難になっている。 | <ul style="list-style-type: none"> 「生活を支えるバス」とするため、交通不便地域・交通空白地域の解消に努めるなど、地域公共交通ネットワークの構築を目指す。 また、「バスサービスを向上させて「選ばれるバス」への変容を目指す。 特に、中山間地域輸送システムについては、より利用しやすくするため、路線・ダイヤを地域のニーズに合わせていくための再編を行いつつ、現在の週3日運行の拡大、地元負担による地区外運行の導入などを検討していく。 | | 交通政策課 | |

| | | | | | | | | | | |
|---------------|---|--|---|---|---|---|---|--------------------------|--|-------|
| 2-3 余暇活動 | | | | | | | | | | |
| 充実 | | <ul style="list-style-type: none"> ・余暇活動の内容を工夫している事業所が増えてきている ・作業などが中心で利用者の生活が単調になりがちである ・運動などの余暇を楽しみたいと希望する利用者も多いが、十分に提供できていない場合もある ・余暇支援を充実させるための人員が不足している ・息抜きのための余暇や、交流・情報交換等、幅広い内容の余暇が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ・各施設との連携（余暇活動のできる民間施設も含む）を図る ・ボランティアセンターと連携するなど、余暇活動充実のためにボランティア活動の推進をする ・各事業所を対象に余暇支援サービス提供のための講習会等を開催する ・個々のアセスメントを踏まえ、生活の質の向上を目的に余暇活動を日課に取り入れる。 | 北信レクリエーション協会の取り組みへの参加/サンアップル(インストラクター)の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーションに興味のある人なら誰でも北信レクリエーション協会へ参加できる。各種イベントへの参加・講師派遣をおこなうなど、会員の活動の場は平々広がっている | <ul style="list-style-type: none"> ・一般に行われているイベント等へ参加をしながら、障害者向けのイベントも企画・協働できるように働きかけていく。 ・地域で行われているイベントへ障害の有無に関わらず参加できるように、積極的にイベントへの参画・共催等していく。 | | 障害福祉課 | | |
| | | | | 出前講座の活用 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・車いすを使用しなければ移動が困難な身体障害者が、社会に参加するための移動手段の確保が困難であり、社会参加等の機会が失われている。 | 引き続き、余暇活動支援事業補助金を交付していく。 | | 障害福祉課 |
| | | | | 生涯学習リーダーバンクの活用 | | | | | | 生涯学習課 |
| | | | | 長野市リフトバス運行事業 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・市有のリフト付きバスを利用し、生活圏を広げ社会的コミュニケーションを深めて、積極的に生活を切り開いてゆく一助としています。 | |
| 第3部 障害者の工賃アップ | | | | | | | | | | |
| 3-1 障害者の工賃アップ | | | | | | | | | | |
| 安定した受託 | <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援施設等が受託している仕事は、業者の都合や時期によって、仕事量が増減する。 ・安定した受託の仕組みづくりが必要である | <ul style="list-style-type: none"> ・安定した受託へ向けて、商工会及び観光協会、中小記号同友会、NPO法人等との連携を図る。 ・積極的な広報活動を行い、共同受託の仕組みをふくしネット内で構築していく。 ・長野市で外部委託している作業について、優先的に「しごとメール」(1ヶ所の施設では仕事量が多いとき、他施設と連携して募集を希望する参加団体・機関へ一言にメールする)を活用し、情報を流す。 ・安定した受託のために積極的にPRを行う | 長野市障害ふくしネット | <ul style="list-style-type: none"> ・ふくしネットの充実、関係機関との連携を図り、民間企業等から仕事の情報をもらえるような働きかけを行う。 ・企業や商店、NPO法人等との連携 ・民間資源の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・安定した受託へ向けて、商工会及び観光協会、中小企業同友会、NPO法人等との連携を図る ・積極的な広報活動を行い、共同受託の仕組みをふくしネット内で構築していく | | 障害福祉課 | | | |
| | | | | | | | 商工振興課 | | | |
| 販路の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援施設等で魅力ある自主製品が増えてきたが、売れ残ってしまうなどの課題がある。工賃アップのための販路を拡大する必要がある | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの充実や並びに事業所紹介マップ『おいしいマップ』の作成など積極的なPRを行う。 ・市役所、市民会館等、市有施設での販売スペースやPRスペースを確保する。 ・法人を超えた共同販売スペースを確保する。 ・障害者関係のイベントを活用し、販路を拡大する。(アピリンピック、闘いすまソン等) ・シルバー人材センターや農業、商工関係者との連携 ・ふくしネット等で、施設の自主生産品等を載せたフリーペーパーを作成し、街頭での配布またはラジオ・テレビ・新聞等を活用し広報を行う。 ・長野市長の定例記者会見で、障害者施設の商品等を置いてもらい、周知する。 ・施設の製品等を展示できる場所を確保する。 | のんびり屋ララ (障害者施設生産品販売コーナー) | <ul style="list-style-type: none"> ・のんびり屋ララでは、障害者施設で作った自主生産品等を、障害者団体・施設等の方が当番で販売訓練を行っている。(もんぜんぶら屋内) ・各課で実施している直営ショップ(アンテナショップ、シルバーストック等)に、自主製品の販売スペースを設ける | <ul style="list-style-type: none"> ・市民に広く障害者施設の自主製品を知ってもらえるような働きかけが積極的になされるように努める | | 障害福祉課 | | | |
| | | | 障害ふくしネット | | | | 商工振興課 | | | |
| | | | H P の活用 (市、観光関係) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設の自主製品等を、長野市のHPや観光関係のHPへアップする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・長野市ホームページへの掲載内容の充実を図るとともに、市政ラジオ番組などのメディアも活用した情報発信を行う。 | | 観光課 | |
| | | | | | | | | | 高齢者福祉課 | |
| | | | | | | | 農政課 | | | |
| | | | | | | | 広報広聴課 | | | |

第6章 まちづくり ~安心して活動できるために~

| 部 | 細部 | 現状と課題 (細部に対する、長野市での現状と課題について記載) | 解決するための案 (左記の「現状と課題」に対する「解決策」として挙げられるものを記載) | 主な事業 | 事業の内容 | 今後の施策の方向性 (10年後の目標) | | 担当課 |
|------|---------------|--|---|---------------------------------|---|--|--|--------|
| 第1部 | ユニバーサルデザインの推進 | | | | | | | |
| 公共施設 | | 障害による困難さは、能力・行為・環境の3要素に寄って決まる。能力、行為は規制できない。社会的支えを提供することが大切である。 施設の設備によって、利用できない人が出ているが、基本的には、できる限り、最大限に使いやすい環境のデザインをすることがユニバーサルデザインであり、公共の観点と似ている。 本人の機能の障害を施設の機能面で補う施設づくりが、公共施設には求められる。 施設を作るときに、担当者が苦労して最善を尽くしていても、個々に調べるものには、限界があり、巨額の公費を投入する割には、可能な限りの長野市民の利用ができるようになるための細部までの検討が不足している。新しい施設でも、統一したノウハウ蓄積を生かし切れていないために、パーツごとや同様に完成度にはばらつきがある。以前の施設の方が良かったということまで出てしまう。 | ・障害者に使いやすい作ると、高齢者や子供連れの家族、けが人なども使いやすくなる。 ・公園、緑地等に車いす利用者トイレ、水飲み場の設置、車いす利用者駐車スペースの確保など施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化を推進し、障害者の利用に配慮した施設 内容や環境の整備に努める。 ・公衆トイレを新設する場合や老朽化による改修工事を行う場合は、関係者と協議を行いユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した多目的トイレを設置する。 ・長野電鉄長野駅改札口前の公衆トイレについては、多目的トイレを設置するスペースがない。今後、和式から洋式への便座の交換工事等について関係者と協議したい。 ・河川等の水辺空間については、誰もが利用しやすいように関係機関と協議を進めながら、休憩施設等の設置に努めます。 | 啓発活動 | 「長野県福祉のまちづくり条例」及び「長野市福祉環境整備指導要綱」により必要な届出について、建築主又は代理者に対して催促を口頭や文書で行っているが、一件に対し一度のみであるため、届出がされていないものがある。 | | | 建築指導課 |
| | | ・鏡のある部屋（ダンスや体操用）がほしい ・雨に当たらないで車から降りて入れる入口がほしい・公共の場所のトイレは洋式にしてほしい。 ・公共のトイレをふやしてほしい。 ・外出先で腰を掛けて休める場所をふやしてほしい。 ・階段が同色だと境が分からず危険。先端の色を変える等の工夫を。 ・公共施設に手すりを付けてほしい ・市営・県営住宅の階段に手すりを付けてほしい。 ・プールなどに、障害者用の更衣室を設置してほしい。 | | 長野駅普光寺口駅前広場整備事業 | 協議中 | | | 都市計画課 |
| | | | | 長野駅車いす使用者用トイレの整備 | ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した公衆トイレの多目的トイレ設置工事を行なう。 現在、長野駅構内には、公衆トイレを4ヶ所設置しており、そのうち3ヶ所についてユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した多目的トイレを設置している。 | ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮し、長野駅を訪れる市民や観光客が気持ちよく利用できるような清潔の保持に努める。 | | 衛生センター |
| | | | | 長野駅東西自由通路等維持管理及び長野駅周辺第二土地区画整理事業 | 長野駅と接続する東西自由通路を中心に良好な施設の維持管理に努めます。 | 長野県東西自由通路等を管理する者となるべき者に所管換えします。 | | 駅周辺整備局 |
| | | | | 公衆トイレの整備 | 公衆トイレを新設する場合は、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した、多目的トイレを設置し、オストメイトなどの機器を配備している。多目的トイレを設置していない公衆トイレは、洋式への便座交換、手すり設置等の改修工事を行っている。 | 公衆トイレを再調査し、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した改修工事を行ない、市民や観光客が気持ちよく利用できるように清潔の保持に努める。 | | 衛生センター |
| | | | | 新規公園建設事業 既存公園の改修事業 | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、特定公園施設（園路、休憩所、便所、水飲み場等12施設）について、整備・改修を行っている。 | 既存公園の改修事業については、実施中の「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」（H21～25年度）を引き継ぐように、「公園施設長寿命化計画」を策定する中で、26年度以降（約5年程度）の優先公園施設を選定して改修工事（改築・更新）を実施する。（事業費 約3,000万円/年度） | | 公園緑地課 |
| | | | | 長沼地区桜づつみモデル事業 他 | 河川等の水辺空間において、オープンスペースに余裕がある場合は、誰もが利用できる休憩施設等の設置に努めた。 | 今後も河川等の水辺空間において、オープンスペースに余裕がある場合は、誰もが利用できる休憩施設等の設置に努める。 | | 河川課 |
| | | | | 長野駅周辺第二土地区画整理事業 | 都市計画道路及び区画道路の整備において、視覚障害者誘導用ブロックの設置、交差点部における段差解消ブロックの使用、無電柱化事業などの実施により、安全で快適な歩行空間ネットワークの運動性確保に努めます。 | 効率的な整備計画により早期の事業完了を目指します。 | | 駅周辺整備局 |

| | | | | | | | |
|-------|--|---|---|--|---|---|---|
| 公共施設 | | | 車椅子用等住宅の整備 | 戸数については、平成16年度に若里西町団地建替事業実施により3戸新たに増えたがその後は対象空き住戸の改修を行っている戸数増とはなっていない。 | | | 住宅課 |
| | | | 住宅相談 | 住宅の新築・増改築・リフォーム・耐震改修・バリアフリー化などに関する技術的な相談を受け付けているが、相談件数が伸びていない。 | | | 住宅課 |
| | | | 指導・助言 | 建築主に対し、障害者等が円滑に利用できる建築物となるように文書にて指導・助言を行っている。「長野県福祉のまちづくり条例」による共同住宅に対する指導・助言は、障害者向けの住宅（障害者が円滑に利用できる住戸）の促進に関しては不特定多数が使用する共用部（エントランスホール等）が主体である。 | | | 建築指導課 |
| | | | 学校施設設備 | 就学時、通学時に障害のある児童生徒の支援に必要な施設・設備の改修及び備品等の整備を行っている。 | | | 学校教育課 |
| | | | 小中学校新增改築事業 小中学校大規模改築事業 小中学校耐震補強事業 | 学校施設は、障害の有無に関わらず子どもたちの活動に支障なく、安全に安心して利用することができるように、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計を行っている。また、学校開放や災害時の避難場所としての利用においても、障害者を含む多様な地域住民の利用が想定されることから、施設のバリアフリー化は重要な課題としてとらえ、新增改築の際や児童生徒の在籍状況に応じた緊急性の高い改修を優先に取り組んでいる。 | 引き続き、学校施設の新増改築の際には、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計を行っていく。既存施設のバリアフリー化については、施設の質的整備等と併せて総合的に検討し、整備に努める。 | | 教育委員会総務課 |
| | | | 市有施設整備への助言 | 整備することはできないがH20年度建築課業務は425件対応 | | | 建築課 |
| | | 市有施設整備への助言 | 助言等はできるが周知はできない。 | | | | 建築課 |
| 準公共施設 | 病院、郵便局、銀行、など準公共的な施設においては、ユニバーサルデザイン化されている部分とない部分があり、どこでも利用できるわけではない。移動困難者でも遠くまで行かなくてはならなかったり、利用できなかったりすることもある。また、その情報が公開されているわけではないので、ようやくだり着いても利用できないこともある。 | 「(仮称)ふくしのまちづくり条例」を制定し、義務化をしていく 準公共施設における、ユニバーサルデザイン設置基準づくり | やさしいまちづくり事業 | 障害者団体と関係各課とまちかど点検を行い、緊急箇所の改善を行っている。 | 引き続き、障害者団体と関係機関、庁内各課とまちかど点検を実施していく。 | | 障害福祉課 |
| 公共交通 | | | 長野電鉄信濃吉田駅南北自由通路整備 | 交通施設利用者及び通行者の利便性を高めた。 | | | まちづくり推進課 |
| | | | | ・交通事業者等と協力して、自由通路や駅前広場の整備、エレベーターやエスカレーター等の設置、歩道の段差の解消、駅ビル等周辺建築物との一体的整備等による歩行環境の改善など、交通環境の整備を推進します。 | 交通施設バリアフリー化設備等整備費補助 生活路線バス低公害車両購入費補助 (ノンステップバスが必須要件) バス待合所設置事業補助 | 【事業の内容】 高齢者や障害者等が移動する際の利便性や安全性を高めるため、駅・バスターミナルなどの「旅客施設」やバス・電車などの「車両等」のバリアフリー化を促進するため、事業者が行う整備に対し補助を行う。 また、快適なバス待合環境を整備するため、バス停に懸掛や屋根等を設置する事業に対しても補助を行う。 | バリアフリー化、バス待合環境の改善を促進するため、引き続き事業者の要望に対し、支援を行う。 |

| | | | | | | | | |
|-----------|---|--|---|--|---|---|----------|-------|
| 動線および総合的な | <p>単体としてみれば、基準に合致しているが、配置の検証が不足して、総合的に機能しないことが起こってしまっている。トータル的に検証していくシステムが不足している。</p> <p>トイーターでも、点字ブロックが触知面にたどりつかない、エレベーターにしか点字ブロックがつかない、など。</p> <p>・障害者の意見を取り入れるという過程が、きわめて少人数の個別の意見を聞くことのみで行われてしまう。同じ障害の方でも、状況は人によって違う。そのため、あとから、他の人から、不便さの訴えが出る。あとからの意見は、反映されにくく、結局、使えない人が出ることになる。より多角的に意見を取り入れるために、状況の違う複数の当事者や、介助者や支援者、相談員、なども含めた意見を取り込むシステムが不足している。</p> | | バリアフリー新法の周知 | 広報ながので取り上げることがあったが、パンフレット等の作成はしていない。 | | | 障害福祉課 | |
| | | | 河川改修小規模事業他 | 河川改修工事等に併せて、車いす使用者や視覚障害者の方にとって危険と思われる箇所の解消に努めた。 | | | 河川課 | |
| | | | | 代理者に対しては適合していない部分があるのか、何故適合しなければならぬかを説明しているが、建築主が理解しているか不明。建築物の敷地内のみを整備しても歩道等が整備されていないため、部分的に整備をしても意味がない等の消極的な意見が多く、適合件数が少ない。 | | | 建築指導課 | |
| 道路 | <p>・歩行者用の信号機に音声信号が付いていると、視覚障害者が一人でもわたることができる</p> <p>・道路や歩道等に段差があり、車いす使用者など障害者が自由に活動できる空間が整備されていない。</p> <p>・道路は、車中心でなく、車いすなど歩行困難な人のことを第1に考えてほしい。</p> <p>・歩道の道路整備をするにあたり、地域の人が、より多くの人に使えるようにしたいと思い、市に技術的なアドバイスを求めに行ったが、アドバイスしてもらえなかったため、あとから、改修することになってしまった。長野市民のためになるのだから、アドバイスは市でもしてほしい。</p> <p>・「石畳」化の構想があるが、車いすの人は通れなくなってしまふ心配されている。</p> | 視覚障害者用付加装置信号機の設置の推進 | 視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）設置工事 | 「街角点検」等により街なかの歩行者交通の多い路線を中心に視覚障害者ブロック設置工事（障害福祉課予算）を行い、設置路線においては、所定の効果が認められる。しかし歩道延長に対して予算規模が小さいため、全市的に効果を発揮するためには時間を要する。 | 予算に合わせて、視覚障害者ブロック設置工事を実施し、未設置区間の解消を図る。 | | 道路課 | |
| | | 車いす使用者や視覚障害者にやさしい生活環境となるよう街角点検を行い、道路や河川、公園等での危険箇所の改修などを行います。 | 道路・河川維持補修事業 | 車椅子の方や視覚障害者の方にとって危険と思われる箇所の解消に努めた。 | 引き続き、車いすの方や視覚障害者の方にとって危険と思われる箇所の解消に努める。 | | | 維持課 |
| | | 視覚障害者用付加装置信号機の設置の推進 | 北部幹線地都市計画道路整備 | 都市計画道路の整備に際し、歩道においては規定の幅員を満たすことのほか、車いすの利用等多様な利用形態にも留意して、適切な幅員としている。 | また、構造的には点字ブロックの設置、交差点部において段差解消型歩道境界ブロックの使用等、障害者に配慮したものであるとしている。 | 都市計画道路の整備に際し、歩道においてはバリアフリー化等、障害者に配慮した構造に心がけるとともに、横断歩道の安全な横断ができるよう、関係機関と綿密な協議を行い実施して行く予定である。 | | 都市計画課 |
| | | 車いす使用者同士がすれ違いの広い連続した歩行空間の整備の推進、歩道の平坦性の確保や段差解消を推進する。 | あんしん歩行空間事業 | 障害者・高齢者をはじめ全ての人が安全で安心して通行可能な空間を目指して、歩道巻き込み部等の歩道段差解消を毎年実施しており、障害者のみならず、自転車利用者にも好評を博している。しかし箇所数に対して予算規模が小さいため、全的に解消するためには時間を要する。 | 予算に合わせて、歩道巻き込み部等の歩道段差解消工事を実施し、段差解消区間の延長を図る。 | | | 道路課 |
| | | 視覚障害者が安全に通行できるように、視覚障害者誘導用ブロック等の設置を推進する。 | 舗装小規模事業 | 新設する歩道や歩道舗装の打掃い時などで必要な路線には、視覚障害者誘導用ブロックを設置して、しかし歩道延長も長い場合周辺地域では、未設置の路線も多い。 | 予算に合わせて、視覚障害者ブロック設置工事を実施し、未設置区間の解消を図る。実施し、未設置区間の解消を図る。 | | | 道路課 |
| | | 車いす使用者が通行できる階段のスロープ化を推進します。 | 長野駅西口歩道道スロープ設置工事（平成16年度） | 公共交通利用者の多い長野駅西口での階段のスロープ化であり、車いす利用者はもとより歩行が困難な方や高齢者の方にも利用者が多く効果的な事業であった。（障害福祉課予算） | 必要な箇所での階段のスロープ化を実施する。 | | | 道路課 |
| 民間施設 | | 長野銀座A-1地区市街地再開発事業 等 | 民間が行う市街地再開発事業において建設される建物についても、「ハートビル法」に基づく施設整備の推進が行うと共に、事業費の助成制度の活用を促すことができた。 | | | | まちづくり推進課 | |
| | | 長野駅前A-3地区市街地再開発事業 | 民間が行う市街地再開発事業において建設される建物についても、「ハートビル法」に基づく施設整備の推進を行うと共に、事業費の助成制度の活用を促している。 | | | | まちづくり推進課 | |

| | | | | | | | |
|------------|---|--|---|--|---|--|--------------|
| 地域の活性化の視点 | <p>「コンシューマーになる」、「納税者になる」というのが、障害者の地域生活推進の言葉の一つである。このことより、多くの状況の人を対象にと考えられたまちづくりでは、地域が活性化すると考えられる。現状では、それぞれの利用対象者が幅広くとらえられておらず、少しの工夫で、使える人の数が大幅に増えるにもかかわらず、限定的な人たちの利用のみにとまらざるを得ない。それは、現状では、個々人が想像の範囲で考えて取り組むしかなく、市としての研究の蓄積や指導・アドバイスできるシステムがないためと考える。この分野は、その市の「総合力が反映される。長野市は、個々では、力を発揮している。しかし、それらの動線等の総合的なところで、打ち消し合ってしまう部分がある。よって、これからの活性化に向けたまちづくりの議論、研究、取り組みの中では、大きな柱の一つとして取り組む必要がある課題の一つである。</p> <p>観光の視点では、障害者を含む団体の観光は、人数は少ない。しかし、まとまって情報提供するシステムが、足しに比べて遅れている。充実した観光都市は、比較的、どのような状況の方でも、安心して旅行ができる状況になっているが、長野市は、障害者を含む団体が、情報を得にくいので、旅行先に遊びにくいという声がある。観光協会等での、障害者や高齢者など、さまざまな状況を想定した情報提供が不足している。</p> | (新)商店街におけるユニバーサルデザインの推進事業 | | | | | |
| 情報のバリアフリー | <p>目覚ましい、情報の発展により、情報の恩恵を受ける人と、受けられない人の格差が、これまで以上に広がっていく前兆が見られている。幅広い、発信の早い情報提供が求められている一方、選挙、市販、制度利用に関する情報など、必要最低限の情報提供にも、個別の配慮が必要だが、できていないために、情報入手ができない人たちがいることも分かってきている。</p> <p>情報の格差により、公共サービスの利用においての格差ができていく状況もある。また、支援者が近くにいない場合は、情報を届けてもらっても、支援者が近くにいない人は、取り残されがちである。</p> | <p>公共施設、街角、大型店舗などへのピクトサインの設置や写真による案内など、視覚支援の充実を図る</p> <p>表示板は、廊下の先から探せるように立体的になっているとみやすい。</p> | | | | | |
| 移動・交通手段の充実 | <p>・移動支援の対象者と内容について見直しをし、障害のある人が移動する権利を保障する。</p> <p>・山間地のバスはリフト付きにしてほしい。</p> <p>・療育手帳とは別にカードを発行してもらおうとバス乗車に便利になる。</p> <p>・バスを購入する際には、リフト付バスかノンステップバスとし、購入費の補助をする。</p> <p>・バス乗車サポーターを配置し、不安なく利用できるようにしたい。</p> <p>・タクシーやバス会社にバリアフリー研修を義務付ける。</p> <p>・バリアフリーでどこでも行けるまちづくり。</p> <p>・私鉄の乗車賃の割引について補助金を出してほしい。</p> <p>・通行人の妨げとなる放置自転車、看板等の不法占拠物など歩道上の障害物の移動及び撤去について指導・啓発を行う。</p> <p>＜ 移動支援に関すること ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手の交通費を出すのが大変 ・病院の中のガイドも必要 ・交通費の補助や送迎サービスの更なる充実が必要 ・移動支援の利用できる範囲の拡大が必要 <p>＜ 児童の放課後の移動 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後・休日サポートに関し、施設までの送迎に頭を痛めている。 <p>＜ 公共交通機関 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払い方法が難しい。交通費が高い。 ・ノンステップといっても片麻痺の人にはきついです。 ・スロープが急勾配過ぎて使えない。 ・山間地には、リフト付バスが配置されていない。 ・階段の昇り降りに、手すりがないと危険な人がいる。 <p>＜ 通所施設利用等の移動 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所の送迎サービス提供のために2種免許のある人を雇用する補助金を出してほしい。 ・タクシー会社と契約する時の補助金がほしい。 ・送迎が無いと交通費(タクシー)の負担が大きい。 ・自力通園ができず、家族の負担が大きい。 <p>＜ 自力での地域移動 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者用駐車場一般の人が駐車している。 ・放置自転車や看板等で不法占拠物で、障害者の通行が出来ない。 ・車いすでバスに乗ろうとしたら嫌がられた。 ・障害者用トイレが少ない。 ・エレベーターの車いす用のボタン位置が高くて押せない。 ・手で押すタイプの自動ドアの場所には入れない。 ・鉄道の半額割引は、精神障害者は対象外。三障害一元化なのがおかしい。 | <p>(新)交通アクセス支援事業</p> <p>・山間地のバスはリフト付きにしてほしい。</p> <p>・療育手帳とは別にカードを発行してもらおうとバス乗車に便利になる。</p> <p>・バスを購入する際には、リフト付バスかノンステップバスとし、購入費の補助をする。</p> <p>・バス乗車サポーターを配置し、不安なく利用できるようにしたい。</p> <p>・タクシーやバス会社にバリアフリー研修を義務付ける。</p> <p>・バリアフリーでどこでも行けるまちづくり。</p> <p>・私鉄の乗車賃の割引について補助金を出してほしい。</p> <p>・通行人の妨げとなる放置自転車、看板等の不法占拠物など歩道上の障害物の移動及び撤去について指導・啓発を行う。</p> | <p>街角点検事業、及び交通点検事業</p> <p>やさしいまちづくり推進事業</p> <p>移動支援事業の充実</p> <p>補助犬使用者助成</p> <p>指導啓発</p> <p>生活路線バス低公害車両購入費補助（ノンステップバスが必須条件）</p> <p>障害者自動車改造補助事業</p> | <p>・障害者手帳や療育手帳を常時持参しなくても割引が受けられるように、交通パスポート（お出かけバスポート）を発行する。</p> <p>・バス乗車サポーター配置</p> <p>・交通事業者への従業員研修の計画実施</p> <p>・ノンステップバスの購入、もしくはノンステップバスへの改造に対して助成を行う。</p> <p>・公共交通における情報提供及び、表示に関する研究検討事業</p> <p>・駅、バス停留所などの設備の充実を事業者へ要望する</p> | <p>緊急性のある市有施設のバリアフリー化工事を実施している。事業希望が減少している。</p> <p>ヘルパー事業所による移動支援を実施することにより、生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援するもの。障害者の日常生活や社会参加を一層充実させるため、事業内容を精査する必要がある。</p> <p>補助犬導人訓練に要する交通費の助成及び飼育費の助成を実施している。補助犬相談窓口の広報を行っている。(実績H21 1名)</p> <p>定期的にパトロールを実施し、指導しているが、数ヶ月経過するとまた、看板や自転車が歩道にあふれてしまう。</p> <p>歩道上の通行の支障となる置き看板や店舗利用者による自転車等駐輪について、指導啓発を行うとともに各商店街に協力を求めていく。</p> | <p>障害福祉課</p> <p>交通政策課</p> <p>都市計画課</p> <p>維持課</p> <p>まちづくり推進課</p> <p>商工振興課</p> <p>監理課</p> <p>障害福祉課</p> <p>障害福祉課</p> <p>監理課</p> <p>交通政策課</p> <p>障害福祉課</p> | |
| 公共交通 | <p>障害者は、一人では、自家用車・自転車を利用できない人も多く、「何らかの交通手段が必要だし、利用したい」人が多い。しかし、現状では、多くの人が、「何らかの要因で、利用できない」。それにより、相談員・事業所などの障害福祉サイドの関係者の負担が増大している。</p> | <p>利用できていない人がとても多いことを考えると、「安く、わかりやすく、使い勝手良くし、乗れるように」した方が、他の市の支出を抑えられ、経済効果があると考え。</p> | <p>ガイドヘルパー養成</p> | <p>ガイドヘルパー（視覚障害者移動支援従事者）は、視覚障害者の外出の機会を確保し、自立を促すために必要不可欠である。</p> | | | <p>障害福祉課</p> |

| | | | | | | | | |
|-------------|--|--|--|---|--|-------|-------|--|
| バス | <p>マイカーからの乗り換えの検討と併せて、障害者の利用についての検討をしていただく ソフト面 ・わかりにくいと乗れない人がいる（行き先・料金・経路・とまる場所・自分の降りるところ・運転手さんの説明・アナウンス・バス表示） ・視覚的な情報は、自分が使える状況なのか、細かく調べながら利用することになる。 ・通勤・通学には、支援者がつく制度がないため、一人で交通手段を使う際に、ちょっとしたことを周りの人や運転手さんが手伝ってもらえることで、のれる人も多い。 ・くりかえし、支援者と練習してのれるようになる人もいるため、できるだけ「分かりやすい」とことが大事になる。 ・怖い感じを受けると乗れない人がいる（発進時、説明時） ・中途障害の方などは、怖さを克服することに時間がかかるし、バスに乗らうと思うことが大変な決断である場合もある。 ・運転手さんとも、場合によっては、手伝えるように、規則の変更をしてもらう。</p> | <p>研修会を交通政策課の主催で年に1回程度実施する。講師は障害福祉側の派遣でもいいと思う。必要に応じて、学校の先生に講師をやってもらうのも、いい場合もある（話すときの向き、説明の仕方、乗りあり、アナウンス、ちょっとした介助などのちょっとしたいい支援の必要性の体感）</p> <p>パンフレット、時刻表、HPなどにてしっかり紹介</p> | <p>障害者対象の「バス乗り方研修会」であれば、障害福祉課・バス事業者の共催で実施することが適当と考えます。 運転手の後進研修であれば、バス事業者の社員教育の範疇ですが、「こんな研修を取り入れては如何」と、福祉サイドから提案するのもよろしいのではないのでしょうか。</p> | <p>【事業の内容】 長野市内バス路線については、毎年数千枚程度印刷し、本庁・支所窓口にて配布。HPには路線図とともに、市バスの時刻表も掲載中。 【課題】 路線図は市全域を表示するため、文字等が小さいことに加え、路線が多いため混みあって見辛い面がある。</p> <p>バス路線図については、長野市公共交通活性化・再生協議会で取り組むバスICカードの導入の際、全戸配布することを計画中。 HPは、「探しやすく」「見やすい」ように改善を行う。 バス停は市内で1,000ヶ所以上あるため、時刻表示の改善はダイヤ改正の際に順次進める。</p> | | | 交通政策課 | |
| | <p>・バス表示：文字小さい：車いす、視力の低下した人、近寄れない人 ・HP：HPで検索してもわかりにくい。（設備、時刻、路線） （定期的な利用ではなく、目的地に行く時など。） ・車いすでのバスの存在を知らない人がいる 道路 例）仕事を探して、内容的にはできることがあっても、交通手段がなくて、あきらめざるを得ないことがある。今は、通えるところで、できる内容の仕事を探すのが困難な人がいる。 例）大きな病院までも、たどり着けない人がいる（出発地と乗り換え地と到着地） 例3）ちょっとした交通手段がなく、施設に出来ない人がいる。 例）選挙会場は、バス停があってもいいものではないかという人がいる。事前投票会場の方が交通の便がいいので、あえて、事前投票をという工夫もする。</p> | <p>バス停の時刻などの表示：大きくする 運転手さんも場合によっては手伝ってもらえるように規則の変更をする。 稲荷山医療センターと稲荷山駅のシャトルを長野市側で運行する 交通の便の良し、公的機関で、障害者の採用を増やす。 関係各課で協力的な検討会を、継続的にもつ。</p> | <p>料金面については、障害者福祉施設として取り組まれるのが適当です。 （例）高齢者の外出支援 → 「おでかけサポート」</p> | | | | | |
| | <p>ハード面： ・バスの中の設備：手すり、スロープ、もちはこび階段 ・道路、路線、料金面 ・合併した山間部では、1ヶ月の小遣いが3千円程度の人だが、長野まで千円は払えない。 ・精神障害の方は、手帳を提示しても半額にならない。 ・障害者の経済状況に対し、公共交通の料金は、支払えない人が多い</p> | <p>精神障害も他の障害の方に用い、手帳の提示で割引してほしい。 障害者全般にバスカード（上限あり、定額制など）</p> | | | | | | |
| | <p>ハード面： ・バスの中の設備：手すり、スロープ、もちはこび階段 ・道路、路線、料金面 ・合併した山間部では、1ヶ月の小遣いが3千円程度の人だが、長野まで千円は払えない。 ・精神障害の方は、手帳を提示しても半額にならない。 ・障害者の経済状況に対し、公共交通の料金は、支払えない人が多い</p> | | <p>リフト付きバス運行事業 公共交通機関を利用することが困難な重度障害者の移動手段の一助として、障害者の社会参加の促進が図られた。</p> | <p>タクシー事業者、路線バス事業者と連携を図りながら、リフト付きタクシー、リフト付きバス、低床バス配置・運行を推進しながら総合的に移動手段の確保に努める。</p> | | | | |
| | | | <p>市営バス等運行事業 市営バスは、合併前の旧町村が運行していた町村営バスを引き継ぎ運行しているものであり、車両についても引き継いでいる。なお、大田地区のバスは車イス対応となっているが、他地区は未対応である。</p> | | | | 交通政策課 | |
| | | <p>低公害バス車両購入費補助金 誰もが使いやすいバス交通を実現するため、ハイブリッドのノンステップバス車両の導入を促進しており、H21年度には5台の車両に対して補助を行っている。ただし、全てのバスをノンステップ車両とするためには多額の経費と時間が必要である。</p> | | | | 交通政策課 | | |
| | | <p>バス待合所設置事業補助金 バス事業者又は区が自発的に行うバス待合所設置事業に対し、補助金を交付することにより、快適なバス待合所空間を整備するため、特に地域住民が望むバス待合所への土庫施設の設置を図ることができるが、そのため整備の進捗率が低い。</p> | | | | 交通政策課 | | |
| 電車 | <p>（2）電車 ・長野電鉄の西口へのエレベーターを知らないことで苦勞していた人が居た ・長野駅からは、車いすの方の利用は難しい。</p> | | <p>長野駅西口歩車道スロープ設置工事（平成16年度） 公共交通利用者の多い長野駅西口での階段のスロープ化であり、車イス利用者はもとより歩行が困難な方や高齢者の方にも利用者が多く効果的な事業であった。（障害福祉課予算）</p> | | | | 道路課 | |
| タクシー・福祉タクシー | <p>・福祉タクシーの導入が10年前に比べ、断然、ふえており、小型車の導入により、比較的安価で利用できる。 ・福祉タクシーの運転手さんは、丁寧に対応して下さる。 ・利用の多い時間帯は、ずらすなどの工夫が必要である。 ・車いすは、のれる人数が少ないため、急な依頼には応じられない場合もある ・今後、タクシーや、福祉タクシーには、より多岐にわたるニーズへの対応が求められるようになる</p> | <p>・全国研修（タクシー乗務員バリアフリー研修・来年度よりスタート・全タク連 全福協で開発委員会を発足）の積極的な導入 ・タクシーの方で複数の利用者を調整できる工夫ができるようにする。</p> | <p>障害者タクシー利用券交付事業 公共交通機関を利用することが困難な重度障害者の移動手段の一助として、障害者の社会参加の促進が図られた。</p> | | | | 障害福祉課 | |
| | | <p>福祉タクシー整備事業 リフト又はスロープ付きタクシー整備を補助することで、市内の福祉タクシーが著実に増えた。 利用時間帯が集中することから、希望通りの利用ができている状況ではない。</p> | <p>市内タクシー事業者への補助が一巡したことから、平成22年度で事業を廃止する予定である。</p> | | | | 障害福祉課 | |
| | | <p>福祉有償運送運営協議会 自家用車による有償運送の登録制度が創設され、地域のタクシー事業者等との合意により、移動困難者の移送サービスの選択肢が広がった。</p> | <p>市内で福祉有償運送を実施するに当たり、必要となる協議を行うため、引き続き、運営協議会を設置していく。</p> | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--------------|---|---|---|--|--|----------------------------------|-----|-------|----------|
| 公共交通に関する道路整備 | <p>国土交通省は来年度制定する予定の交通基本法に移動権を盛り込む方針なので、それに合わせて、市の中での体制を準備していただく</p> <p>内容の指針となるものは福岡市の生活交通条例「公共交通空白地帯及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例」にて明示した3点を参考にする</p> <p>通勤、通学、通院、買い物始め日常生活に欠かせない生活交通を支える主体を交通事業者任せではなく、市の行政が積極的な役割と責任を果たすこと 市が主体的にとりくみ、街づくりなど一体で生活交通施策を推進する</p> | <p>まちづくりの観点から、障害者を公共交通利用者にとらえた、総合的な検証を行う。</p> <p>地域住民自治協議会と、協議し、地域ニーズを掘り起こしたうえで、障害福祉及び、学校教育、医療面でのニーズを総合的に検討し、学校の登下校に合わせて、養護学校エリア・市民病院エリアで、福祉ぐるりん号を運行。稲荷山養護学校・稲荷山医療センターについては、稲荷山駅が長野市であるため、千歳市のバスは歴代駅にしか行かない。隣の市町村との路線の検討の可能性を探る。</p> <p>バスの基準を、交通、障害、リハビリ、教育、道路、建築指導課など、関連の課でユニバーサルデザインでバス利用者がかかる基準を検証する。</p> | <p>あんしん歩行空間事業</p> <p>障害者・高齢者をはじめ全ての人が安全で安心して通行可能な空間を目指して、歩道幅込み部等の歩道段差解消を毎年実施しており、障害者のみならず、自転車利用者にも好評を得ている。しかし箇所数に対して予算規模が小さいため、全市的に解消するためには時間を要する。</p> | | | | 道路課 | | |
| | <p>生活交通の確保策を市民が提案し、参画する権利 住民、行政、公共交通事業者の三社が協働する仕組みをつくること。「公助」「共助」「自助」で補い合う仕組みの構築を目指す</p> | | <p>やさしいまちづくり事業</p> <p>障害者団体と関係各課とまちかど点検を行い、緊急箇所の改善を行っている。</p> | | | 引き続き、障害者団体と関係機関、庁内各課街角点検を実施していく。 | | 障害福祉課 | |
| | <p>それにより、福祉有償輸送に対しての公的支援の根拠を明記できているので、運転者研修の補助が可能になる ・バスの基準が定まっていないため、バス停によって、同じ人でも、乗れるところと乗れないところがある。</p> | | <p>舗装小規模事業</p> <p>新設する歩道や歩道舗装の打換え時などで必要な路線には、視覚障害者誘導用ブロックを設置して、しかし歩道延長も長いため周辺地域では、未設置の路線も多い。</p> | | | | | 道路課 | |
| | | | <p>指導啓発</p> <p>定期的にパトロールを実施し、指導しているが、数ヶ月経過するとまた、看板や自転車歩道にあふれてしまう。</p> | | | | | 監理課 | |
| | <p>・バス停の設置の際に、公共的な施設や、住宅などの配備が不足などがある他の課の制度や事業との運動性が不足な点がある) (例1：養護学校：学校教育課の就学指導委員会、歩いて通えない養護学校への入学を判定されても、バス停が遠くで自力通学を出来なくなり、親の送迎する、事業所での福祉的対応などに、ならざるをえない場合が少なくない。その場合、大変という側面と、児童の地域での自立生活への体験・練習の機会が失われる。 繰り返り、福祉的施策を活用するとき、事業所の送迎の負担が増大している 例2：県立 例3：病院 例4：体育館 例5：駅との連絡 例6：福祉エリア(市民病院周辺、三才周辺など)の交通の運動性が十分とは言えない。電車でもバスでもたどり着きにくい 様々な障害に配慮した整備となっていないため、誰もが使いやすい道路や歩行空間になっていない。</p> | <p>だれもが使いやすい道路にするため、移動の妨げとなる放置自転車、看板等の不法占拠物など歩道上の障害物の撤去について、指導・啓発を進めます。</p> | <p>放置自転車対策事業</p> <p>【事業の内容】 「長野市自転車の適正利用の促進に関する条例」で自転車等整理区域を定め、放置自転車等の移動・整理を行っている。 また、路上等への自転車の放置防止のため、平成17年4月に長野駅自転車駐車場の無料化を実施して、駐車場への駐車を誘導している。 【課題】 長野駅自転車駐車場の無料化により、長野駅周辺の放置自転車撤去台数を約6割減少することができたが、依然として放置が見られる地点がある。</p> | <p>自転車駐車場の必要な場所については整備を進めるとともに、放置自転車等の整理・移動・処分については厳正に対処していく。 また、自転車の適正利用については引き続き啓発を行う。</p> | | | | 交通政策課 | |
| | | | <p>行政懇談会</p> <p>視覚障害者団体との行政懇談会を実施し、要望事項を関係機関へ伝えている。</p> | | | | | | 障害福祉課 |
| | | | <p>長野電鉄信濃吉田駅南北自由通路整備事業</p> <p>鉄道で分断されている地域に、横断自由通路が設置されたことにより往来が可能となり、地上3階の施設は、階段のほかEVの設置により、身体弱者にやさしい施設整備となった。</p> | | | | | | まちづくり推進課 |
| | | <p>視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)設置工事</p> <p>「街角点検」等により街なかの歩行者交通の多い路線を中心に視覚障害者ブロック設置工事(障害福祉課予算)を行い、設置路線においては、所定の効果が認められる。しかし歩道延長に対して予算規模が小さいため、全市的に効果を発揮するためには時間を要する。</p> | | | | | | 道路課 | |
| 福祉有償輸送に必要な研修 | 必要な研修の、参加者負担が大きい。 | | | | | | | | |
| | | | <p>自動車改造・運転免許取得助成</p> <p>自動車の改造と運転免許取得費に対する助成を実施している。平成19年度から手帳の等級制限を撤廃したことから、助成件数が増加している。</p> | | | | | 障害福祉課 | |
| | | | <p>移送サービスの目的を主とする検討会は開催していないが、公共交通の利用促進策等に関して交通事業者を含む協議会や審議会を設置しており、その中で誰でも使いやすいサービスを提供できるよう検討を進めている。</p> | | | | | 交通政策課 | |

| 防犯・防災 | | | | | | | | |
|---------------------|--|---|-------------|---|--|--|--|---------|
| 契約のトラブル、悪質商法、振り込め詐欺 | 障害者トラブルの多くは、その商品やサービスが本当に必要なものかどうか分からなかったり、斬りきれず契約しているものがあるが、被害への対応が難しい | 障害者や家族、支援者を対象とした障害者への見守りを強化するとともに、消費生活相談体制の向上を図る。また、成年後見制度の活用や、法テラスなどの利用周知を図る。 | 広報啓発・出前講座 | 障害者のトラブルを未然に防止するためには、家族や周りの人が日頃から障害者の様子を気に掛けて見守ることが必要であり、消費生活センターからの情報提供と、地域の関係者の連携が必要である。 また、障害者からの相談に対しては、クーリング・オフ制度を含む契約の解除手続きの助言、指導を分かりやすく説明するとともに、更なる相談体制の強化、相談員の資質向上と、祝休日における相談窓口の周知を徹底する。 | 障害者を狙った悪質な手口は、複雑・多様化しており、地域で安心・安全なくらしを実現するために、障害者に対する被害防止の情報提供するとともに、家族や地域の支援者の見守りを推進する。 | | | 市民課 |
| 情報提供と学習の機会 | 本人が分かりやすい情報提供と学習の機会を作りにくい | 消費者センターの活用 ・障害者が分かりやすい出前講座の開発をしてもらい、各事業所や団体、学校等で活用する ・悪質商法をHPで公表してもらう (早い情報コーナー：早く出すことで被害を防ぐコーナー、固定コーナー：理解の促進のための具体的な例の公表のコーナー) ・教育委員会の不審情報のような、被害防止メールの配信を検討する | | | | | | |
| 被害の実態 | 障害者の被害の実態がわかりにくい | 消費者センターでの研究の実施 ・障害者の被害の実態把握の研究の実施 | | | | | | |
| 通報のバリアフリー化 | ・FAXで通報出来るようになっている。 | 連絡先一覧には、できるだけ、電話番号といっしょに、FAX番号も併記する。 | | 聴覚・音声・言語障害者の方で緊急通報FAXに登録した方についてファックス110番についてお知らせしている。 | 今後も継続し、利用者の拡大を図っていく。 | | | 障害福祉課 |
| | | | 災害時要援護者支援事業 | 在宅の地居高齢者や障害者等「災害時要援護者」の情報を集約し、「災害時要援護者台帳」を作成。地域防災関係者との情報共有を図り、地域における避難支援体制の構築を促進した。地域での実施主体や取組み内容の決定に調整が必要な地区が多く、実施地区が増えていない。 | 地域防災関係者等と、情報の共有を図り、地域における要援護者の避難支援計画や避難支援マップの作成を促進する。 | | | 厚生課 |
| | | | 火事をなくする市民運動 | 保健福祉部にて登録し依頼された聴覚障害者125人には緊急通報FAX、同様に聴覚者13人に対しては緊急メールにより緊急受信体制の確立がなされている。(緊急通報FAXカードは、消防局FAX番号を「119」に統一し、手話通訳者要請の有無について記載、通訳者を要請場所に派遣できる体制を確立している。) また、「消防だより」は、現在「広報ながの」に年3回特集を組み火災等予防啓発を行っている。 | 今後も保健福祉部からの依頼により、障害者からの緊急受診体制は継続していく。火災予防啓発については、「広報ながの」等により引き続き啓発していく。 | | | 消防局予防課 |
| 災害・防災 | | | | | | | | |
| 個人や地域での事前準備 | ・事前準備をする必要性を感じていない人、必要だと感じるが準備できない人、など、結果的に準備が出来ていない人がいる ・事前に準備が必要なものは、個人差もあるが、障害によっても違う。 | ・障害者防災計画の活用 ・要援護者台帳の活用と各地域での避難計画づくりの促進 ・「わたしの避難計画」の作成の促進 ・住民自治協議会と障害福祉関係者との連携 ・災害時も見越したケアプランの作成、または、災害時ケアプランの作成の促進 ・障害者も積極的に団体や事業所で学習する機会の推進と、防災教室などのための障害者に分かりやすい出前講習の開発。 ・地域の係の方との関係の活用。(民生委員、心身障害者相談員、各種当事者団体、住民自治協議会、など) ・必要に応じて、ハザードマップの点字化、テープ化 ・地域の防災訓練へ | 災害時における応援協定 | 障害者福祉施設等における災害時の安全を確保するため、78ある入所施設を主体として地域との応援協定の締結を促進し、現在までに67施設(85.9%)の締結が済んでいる。 | 未締結の入所施設及び新規施設について、今後も引き続き応援協定の締結を目指す。また、締結されている施設について地域応援協定に基づく災害対応訓練の実施を更に指導していく。 | | | 消防局予防課 |
| | | | 災害時要援護者支援事業 | | 地域防災関係者等と、情報の共有を図り、地域における要援護者の避難支援計画や避難支援マップの作成を促進する。 | | | 厚生課 |
| | | | 災害時要援護者支援事業 | 「65歳以上の一人暮らし世帯」「要介護3以上」「障害者手帳等交付者の一部」「特定疾患等難病患者のうち重症認定者など」を対象に災害時要援護者支援事業を開始し、体制準備等が整った地区へ市から対象者リスト(同意者のみ)を配布し、地区防災関係者と本による避難支援計画作成などを実施している。 | ハザードマップの点字化、テープ化については、技術的な検証を含め、障害福祉課と協議の上検討します。 ・地域の防災訓練への参加の促進については、地区防災訓練主催者である自主防災組織に対し、災害時要援護者訓練内容の充実やその周知を消防局を通じ要請します。 ・市民防災訓練での障害者対応訓練の実施については、3年に一度行っている長野市総合防災訓練において、障害者関係団体と協議し実施を検討します。 | | | 危機管理防災課 |
| 避難所設備のバリアフリー化 | 障害者が避難所を利用する際、ハード面で、中と外の両方の移動、排泄などで利用しにくい部分がある | ・建築指導課や、危機管理課などにて、指導できる事業を設ける ・福祉施設が結果的に福祉避難所として使われるときの為に、準備の促進 ・避難所の情報提供時に合わせて、バリアフリー設備情報を盛り込む | | | | | | |
| 障害者の避難所 | 障害者が避難生活を送る際に障害による困難が生じる また、できるだけ、近くで避難する必要がある人もいる | ・災害ボランティアセンター設置時、福祉関係者窓口の設置 ・避難所での福祉窓口の設置 ・障害者施設などを利用し、福祉避難所の設置 ・自宅型の自主避難所との連携と事前登録制度(自宅でしか過ごせないと考え、自宅準備をしている人がいる)。住民自治協議会であらかじめ、自習避難所を想定することも検討する ・社会福祉施設などへの受け入れ要請 ・旅館などが避難所に借上げられる協定づくり | | | | | | |

| 情報提供 | | | | | | | | |
|-----------------------|---|--|-----------|--|---|--|--|-------|
| 障害があっても便利に使える | | | | | | | | |
| 視覚障害者の利用 | 拡大文字・読み上げソフト対応の公共のHPは、充実しているところといないところがある。 | 拡大文字・読み上げソフト対応HPの推進 | | | | | | |
| 多くの方が分かりやすい工夫 | 知的障害の方にも必要な情報でも、分かりにくいときもある | 場合によっては、ルビ、図やイラストの利用、わかりやすい表現などを利用した部分もつくることを検討する | | | | | | |
| 内容の工夫 | 電話や会話がしづらい人などにとっての情報の入手に、HPやFax、資料提示などが有効なことがある。 | ・必要な時には、公表しているものは、細かいものまで公表することを検討する ・連絡先一覧表には、できるだけ、電話とファックスの両方を併記する | | | | | | |
| 障害に応じた学習、補助器具の選定などの情報 | 使い方の学習や、器具の選定、障害別の使いやすい使い方などの学習の機会がほしい人がいる | フルネットセンターでも、「障害者対象PC講座」「障害別に使いやすい・便利な機能や使い方」「障害者に便利な器具」の講座を開催する。 また、障害者に使いやすい器具の情報アドバイスのコーナー（予約制で可）を設ける。必要に応じて、障害福祉や教育関係者と連携して行う。 | | | | | | |
| | | | ホームページ作成 | 障害福祉課のホームページを作成している。 | 使いやすい、判り易い内容に変更していく。 | | | 障害福祉課 |
| 障害があっても安心して使える | | | | | | | | |
| 被害に遭う前の学習 | 障害者向けの情報が少ない為に、知らず知らず、IT消費者被害にあうことがある | 消費者被害に関する学習をしやすいように、障害者が分かりやすい出前講座の充実を図る。 また、障害者のためのトラブル予防ガイドを作成し、障害者や家族、支援者を対象とした啓発を行うとともに、視覚障害者向けデジター図書の利用促進を図る。 | 広報啓発・出前講座 | 障害者が十分理解ができるよう、映像を加えた説明や専用の資料を用いた出前講座を実施する。 また、広報ながの特集号やローカル新聞などの広報媒体を用いて、悪質商法や手口やトラブルの事例を紹介し、家族や支援者に対する意識の高揚に努める。 併せて、デジター図書再生機を整備し、消費啓発図書の利用促進を図る。 | 障害者向け出前講座の内容を充実し、一人で契約したり、悪質商法や振り込み詐欺など被害に遭わないための啓発を推進する。 | | | 市民課 |
| 移動困難者のPCサポート | 移動困難な方が、自宅のPCで困ったことが起きた時に、自力で調べない人は、直せないことがある。 | 訪問型PC支援の資源の開拓（一般のタイプのPCを利用した、移動困難な方対象） | | | | | | |
| 幅広い利用への対応 | 特殊な機能のPCを、動かさない前提で自宅に設置した時に、修理や必要な技能習得が難しい。ボランティア組織の訪問だけでは、多岐にわたるニーズへの対応が難しい。（意思伝達装置など含む） | 訪問型PC支援の資源の開拓（通所できないで、在宅生活の方対象） 幅広い層の登録による、ニーズに合わせて組み替えられるチーム体制を組むことで、多岐にわたるニーズに対応する体制を作る | | | | | | |
| 不便さを補う便利なツール | | | | | | | | |
| 学習 | 障害の不便さを補うためのPC利用の、技術習得の場が、10年前に比べて増えている。移動困難な方が多く、送迎付きのサービスがあることで、学習の機会が出来る。 継続したサービス利用は、送迎がある場合があるが、部分的な学習の際には、送迎や訪問などがなく、技術習得の機会が限定され、また、事業所によっては、対象事業以外のニーズに応えるための工夫が必要になっている | | | | | | | |
| メンテナンス | 障害者にとって、在宅生活において、不便さを補うために、有効な手段であるが、メンテナンスなどが出来ない場合がある一方、自宅でのメンテナンスは、対応できる手段が少ない。また、特殊なソフトや機材を利用している場合は、より困難になる。 | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----|---|---|-----------------------------------|---|---|--|--|---------|
| 第2節 | 障害者の地域生活の推進 | | | | | | | |
| | ボランティア活動の支援 | | | | | | | |
| | ボランティア活動の支援 | ボランティア活動は、「・・・してあげる」式の一方的な取り組みではなく、「ふれあい、交流など」を中心とした活動を通してボランティアも障害児者もお互いに学び、助け合うという共生の理念に立脚し、誰もが安心して生活ができる地域作り上で重要な役割として位置づけていく。 | 市民公益活動団体の支援 | 各種団体からの情報を収集し、機関紙やブログ等で広く市民に発信している。しかし、障害者団体はプライバシーの関係もあり積極的に情報発信しにくい面がある。 | 障害のある人にやさしいまちづくりを展開するため、障害者のプライバシーに配慮し、障害者団体と市民などとのふれあいの機会・イベントや障害者団体の活動全般に関する情報の発信を推進する。 | | | 市民活動支援課 |
| | ボランティア活動の内容としては、障害児者とのふれあい・交流活動や話相手を望む人が多く、また活動の現状も同様の傾向にある。 | ボランティア活動を積極的に行うための拠点作りが重要である。 | 新たなボランティア拠点づくり事業 | まちの縁側づくり事業や地域福祉ワーカーへの支援を通じた地域の拠点づくりを推進した。財源や場所について充分整備できていない点が課題。 | 地区ボランティアセンターの設置 | | | 厚生課（社協） |
| | ボランティア活動を全くしない人が全体の70%強（市民アンケートから）であるが、「できれば活動したい」という人が40%強で、実際の活動につながる仕組みが強い | 具体的な取り組みとして、各地区ボランティアセンターとの連携強化を図り、福祉施設の中などに「まちの縁側」「サロン」的な機能を有し、地域住民と障害児者が気楽にふれあえる拠点づくりを展開する。 | 地域福祉推進事業 | 既存の市有施設を活用して地区の地域福祉推進拠点の整備を推進した。しかし建設に当たってそうしたスペースは想定されていないため、確保が困難な地域がある。 | 既存の市有施設を利用して全地域に地域福祉推進拠点を整備する。 | | | 厚生課 |
| | 現在ボランティア活動をしている人の年齢をみると60歳代、70歳代が多く高齢化してきている。長野市ボランティアセンター、市教育委員会、学校教育との連携 | 小学生からの早期（小、中学生）からボランティア活動（障害児者との交流など）の実践を通じて、意識の啓蒙を図る。具体的には、市ボランティアセンター事業の福祉教育、ボランティア学習普及、支援事業の強化を図る。 | ボランティアセンター事業（Vコーディネート、V情報センター事業等） | ボランティアセンターを開設。3人に1人がボランティア活動をするまちづくりを目指し相談支援や各種講座を実施した。世代とともにボランティアが多様化しているため新しい層の開拓や専門的な課題への取り組みが必要となっている。 | 地区ボランティアセンターの設置 | | | 厚生課（社協） |
| | | | ボランティアコーディネーター養成研修事業 | 毎年度、通年で養成講座を実施。約15回程度開催し、1000人を超える参加者を得て実施している。養成講座終了後のフォローアップ等が必要。 | ボランティアコーディネーターの拠点としての地区ボランティアセンターの設置 | | | 厚生課（社協） |

| | | | | | | | | |
|-----------------------|--|---|---|---|--|--|--|---------------------|
| 第3節 | コミュニケーション支援の充実 | | | | | | | |
| 情報 | 移動困難者・コミュニケーション障害（視覚障害・聴覚障害）視覚障害・知的障害・精神障害の人は、それぞれに対応した配慮が必要であるが、まだ知覚的な方法が確立されていない | 障害のある人に対する情報保障のための行政の配慮についてのガイドラインを作成し、公共施設で実施する。 | (新)情報バリアフリー事業 | ・障害のある人に対する情報保障のための行政の配慮についてのガイドラインを障害種別作成、マニュアル化し、公共施設で実施 ・ニーズに応じた情報提供の実施 | 関係課と協議しながら推進していく、 | | | 障害福祉課 |
| | | | (新)点訳・音訳ボランティア養成事業 | ボランティアグループの支援 | 必要人数を把握した上で事業を展開していく。 | | | 厚生課（社協） |
| | | | サービスガイド発行 | 障害者福祉制度やサービス内容を記載したSPコード付のサービスガイドブックを年6,000部印刷し、新規手帳取得者及び希望者に配布している。 | 障害者の意見・要望を聞きながら、利用者の方が使いやすいサービスガイドブックの作成を目指す。 | | | 障害福祉課 |
| | < 視覚障害に関する配慮 > ・視覚障害者が自力で外出しようと思ってもとりで動きにくく、ガイドがないと入れない場所が多い。 ・視覚障害者にも市から文字情報での郵便物が届く。 ・点字がわかる方には、封筒に点字でタイトル表示と、差出課の電話番号の表示をしてほしい。現状は、申し出した人しか対応してもらえない。 ・公文書もSPコード化されていないので、スピーチオも普及せず差障り。 ・点字情報は市報の音声版がないので、点字を読み取りたい視覚障害者は市報の情報が届かない。 ・点訳ボランティアの不足（点字の情報が必要でも、点訳できる人が少なく、ほかに使える制度や資源がない） | ・音声録音装置・録音ブロック・触知案内板の設置が必要。 ・SPコード義務化 長野市で発行するパンフレット、情報誌 ・個別のニーズに応じた情報提供の方法等の把握を行なう。 ・点訳、音訳ボランティア養成事業の実施 ・視覚障害者でも簡単に利用できるホームページの構築 | 点字広報、長野市公式ホームページ | 「点字広報」は、広報ながのの掲載内容を点訳して発行し、配布希望者に送付している。また、「長野市ホームページ」では、文字の大きさや配色の変更、音声読み上げソフトへの対応など、障害に関係なく誰もが利用しやすいよう、アクセシビリティに配慮して作成している。 | 「点字広報」の発行、配布を継続するとともに、今後は、障害福祉関係部局と連携して、配布希望者の把握を随時行っていく。また、「長野市ホームページ」では、今後もアクセシビリティに配慮しながら、掲載内容の充実を図っていく。（このため、広報ながのの音声版は作成しない。） | | | 広報広聴課 |
| | | | 点字図書・録音図書（CD・カセットテープ）の貸出し、拡大読書機の設置、対面相談 | 北信地域に在住又は長野市内に通勤通学する視覚障害者のために、点字図書・録音図書を郵送で貸出している。拡大読書機が利用できるよう福祉センター等に設置している。また、来館の視覚障害者に対してボランティアによる対面相談を実施している。 | 引き続き実施していく。また、必要に応じて、点訳・音訳ボランティアの養成講座を実施する。 | | | 長野図書館 |
| | | | (新)ユニバーサルデザイン推進事業 | 誰にとっても使いやすい建築物となるよう、公共施設建設の際には、当事者を含むユニバーサルデザイン検討会を設置する。また特に庁舎、市民会館の建設時には、緊急時にも障害者が安心して避難できる設備を整備する。 | 公共施設等を建設する際の、当事者団体と、建設主管課との連絡調整を図る。 | | | 障務課 建築課 障害福祉課 |
| | | | (新)ユニバーサルデザイン推進事業 | ・緊急を知らせるバライト、字幕情報設備の整備 ・カメラ付きエレベーターの設置 | ・建物建築の際のユニバーサルデザイン義務化の条例の制定 | | | 障害福祉課 |
| | | | (新)ユニバーサルデザイン推進事業 | ・当事者を含むユニバーサルデザイン検討会の設置 | 建物建築の際のユニバーサルデザイン義務化の条例の制定 | | | 建築課 |
| | | | (新)ユニバーサルデザイン推進事業 | ・公共施設のパンフレットにトイレ情報やスロープの有無についての記載を義務付ける | 公共施設パンフレット作成時に、SPコードの付与等、相談助言を行う。 | | | 障害福祉課 建築課 |
| | | | (新)災害時避難所一覧作成 | バリアフリーや障害者トイレの設置状況が明記された避難場所の一覧表の作成をする | 災害発生時に指定避難所での生活が困難な高齢者、障害者等の災害時要援護者を受け入れるための「福祉避難所」の指定を進めるとともに、一覧表等の作成を検討します。 | | | 危機管理防災課 |
| コミュニケーション | ・手話通訳・要約筆記の派遣事業はあるが、私的な事柄には使えず、不便がある。 ・聴覚に障害のある人が気軽に相談できる場を希望 | ・理由に関係なく使える手話通訳派遣事業を整備する。 ・手話通訳者、要約筆記養成事業の充実。 ・知的障害者への要約サポーターを育成する。 | ・手話通訳・要約筆記者要約筆記者派遣事業 ・手話通訳・要約筆記通訳者養成事業 ・聴覚障害者向け相談事業 ・要約サポーター養成事業 | 長野市に在住する聴覚、音声機能又は言語機能に障害のある方に対して手話通訳者及び要約筆記者、パソコン要約筆記者を派遣している。市の直営で行っていた業務をH18年度から長野市聴覚障害者センターへ委託し、年間の総派遣時間もH18年からH20年の3年間で1.77倍に伸びるなど、制度が浸透して利用が増加している。 ・手話通訳派遣事業の範囲の検討 ・聴覚障害者情報センターに相談業務の機能の設置 ・手話通訳、要約筆記通訳者養成事業の実施 ・発達障害など言葉より視覚からの情報がわかりやすい子に対する支援サポーター | 手話通訳・要約筆記者を養成し、人材を確保するとともに、市が主催する講演会等に手話通訳者を設置し、情報保障を進める。 | | | 障害福祉課 |
| コミュニケーション支援の充実（知的障害者） | ・知的障害者のコミュニケーション支援について、その方法は未だ確立されているとは言えない。それは知的障害者一人ひとりの状況（理解力やコミュニケーション能力）があまりに個別的で共通の支援が難しいからである。しかしながら、ピクトサインや絵カードの活用など、ある程度誰もが分かりやすい情報提供の方法については、社会のいるような場面でもっと活用していく必要がある。 ・各種会議や広報誌などで、知的障害のある人の社会への参加を促進した配慮が不十分である。会議でのコミュニケーションサポーターの配置などが必要である。 ・多くの知的障害者にとって、現在の情報社会はとも生きづらい。情報が人から人へではなく、あらゆる媒体（インターネット、テレビなど）を通じて、大量に伝えられるから。文字や話し言葉の理解が困難ということに加えて、大量の情報の中から必要な情報を取捨選択することが何よりも困難である。インターネットや携帯電話など、便利であるはずの情報媒体が知的障害者の財産を奪う道具になってしまっていることも見過ごせない。身近にいる人がきちんとした情報をフェイスツウフェイスで分かりやすく伝えていく必要がある。 | ・公共施設、街角、大型店舗などへのピクトサインの設置や写真による案内など視覚支援の充実を図る。 ・コミュニケーションボード・コミュニケーションカードの普及 ・アドボケイト、ファシリテーターの育成（公共施設への人の配置） ・分かりやすい公共サービスの仕組みづくり ・相談支援事業の充実（ケアプランナー事業の強化） ・権利保護システムの構築（自己決定支援・成年後見・救済システム） | 点字広報、長野市公式ホームページなど | 「点字広報」は、広報ながのの掲載内容を点訳して発行し、配布希望者に送付している。また、「長野市ホームページ」では、文字の大きさや配色の変更、音声読み上げソフトへの対応など、障害に関係なく誰もが利用しやすいようアクセシビリティに配慮して作成している。 | 「点字広報」の発行、配布を継続するとともに、今後は、障害福祉関係部局と連携して、配布希望者の把握を随時行っていく。また、「長野市ホームページ」では、今後もアクセシビリティに配慮しながら、掲載内容の充実を図っていく。（このため、広報ながのの音声版は作成しない。） | | | 広報広聴課 |

| | | | | | | | | |
|----------------|-------------------------|---|--------------------------|--|--|--|--|-------|
| 手話通訳派遣のネットワーク化 | 市外の外出先での手話通訳の派遣が必要な時がある | 手話通訳派遣のネットワーク化（県内） 県情報センターで事業化 災害に活用できるように、それより広範囲な協定を結ぶ。 | 手話通訳者・要約筆記者パソコン要約筆記者派遣事業 | 長野市に在住する聴覚、音声機能又は言語機能に障害のある方に対して手話通訳者及び要約筆記者、パソコン要約筆記者を派遣している。市の直営で行っていた業務をH18年度から長野市聴覚障害者センターへ委託し、年間の総派遣時間もH18年からH20年の3年間で1.77倍に伸びるなど、制度が浸透して利用が増加している。 | | | | 障害福祉課 |
|----------------|-------------------------|---|--------------------------|--|--|--|--|-------|